

熱田神宮表參道一鳥居

幣帛送文

五色純	各壹丈貳尺
絲	壹 絢
曝布	壹 端
木棉	貳 斤
麻	貳 斤

右大嘗祭ニ付熱田神宮幣帛所送如件

昭和三年十一月十二日

大禮使

四 大嘗祭當日官國幣社に奉幣の儀

大嘗祭當日官國幣社に奉幣せしめんが爲め陸軍大臣、朝鮮、臺灣兩總督、樺太廳長官及び各地方長官に各其の所管内官國幣社に勅使として參向仰付られ、各地方長官は勅旨を奉じて夫れ夫れ其の所管内の官國幣社に奉

幣の儀を行ふ、聖旨洵に畏し、之れが祭式次第及び祝詞は内務省、陸軍省、朝鮮總督府及び臺灣總督府に於て制定並に公布する所に係る、御祭文は各官國幣社に奉幣の勅使に依りて神社の大前に奏せらるる所なり、而して當日幣帛品現並に神饌料を奉られし官國幣社の數は總て二百二社なり
 附言、余が郷里なる島根縣における官國幣社は八社にして、その神社及び大嘗祭につき當日祭に奉仕せる宮司は左の如し

- | | | | |
|-----------|----|------------|------|
| 官幣大社出雲大社 | 宮司 | 勅任待遇
男爵 | 千家尊統 |
| 國幣大社熊野神社 | 宮司 | | 熊野季若 |
| 國幣中社水若酢神社 | 宮司 | | 忌部正幸 |
| 國幣中社美保神社 | 宮司 | | 横山清丸 |
| 國幣小社日御碕神社 | 宮司 | | 小野尊正 |
| 國幣小社物部神社 | 宮司 | | 庵原定 |
| 國幣小社須佐神社 | 宮司 | | 須佐建親 |

國幣小社佐太神社

宮司

朝山 皓

出雲大社は大國主命を奉祀し、天孫降臨以來歷朝皇室の御尊崇厚く現今にては勅祭の御社にして諸人の崇敬稀に見るところなり、而して同社千家宮司は、天照大御神の神勅によりて降り給へる天穗日命の神裔にして、代々出雲國造と稱し祭祀の職を傳へ、連綿今日に臻れることは國史に揭焉たるところなり、また物部神社は石見國一宮にして御祭神宇摩志麻治命は世に武道の祖神と仰がれ給ふ御神なり、去明治九年七月二十二日嘗曆二十歳にして甫めて同社に奉仕す、これ余が官社奉仕の權輿となす、爾來星霜を閱すること六十年、今に暨び當時を追想すれば轉神恩の辱さに感泣せずんばあらざるなり

五 大嘗祭當日府縣鄉村社の祭典

十月十四日大嘗の大祀を御親祭あらせらる、當日は全國各府縣鄉村社に

於ても道府縣市町村より供進使を參向せしめて一齊に大祭を行ひたり、實にこれ此の日こそ日本國內を擧げて神事に奉仕し、神人一和祭政一致の太古の狀を眼前に顯現せしめ給ひたるなれ、尊しとも尊し

附言、余が一門中野田忠雄は其の奉仕社なる島根縣那賀郡今福村^{字大}今福郷社八幡宮、同縣同郡今市村^{字大}丸原村社天滿宮、^{余が産土神社}同縣同郡今福村^{字大}佐野村社八幡宮にて大嘗祭當日祭を奉仕せり

六 大嘗祭後一日大嘗宮鎮祭の儀

大嘗祭御滞りなく濟まさせ給ひたるにつき、翌十六日早旦悠紀、主基兩殿、神門、廻立殿に夫れ夫れ鋪設をなし、午前九時大嘗祭後一日鎮祭の儀を行はせらる

其の儀十一月十三日行はせられたる大嘗祭前一日鎮祭の儀と御祭儀の順序及び奉仕員等みな同じ

七 修學院離宮並紫宸殿及大嘗宮拜觀の通牒

十一月十五日附を以て修學院離宮拜觀許可につき左の如く内務省神社局長の移牒ありたり

昭和三年十一月十五日

吉田内務省神社局長

野田菅麿殿

別紙寫及送付候

宮内大臣官房
文書課
官發第七九五號

昭和三年十一月十三日

宮内次官 關屋貞三郎

内務次官 潮 惠之輔殿

通牒

大禮諸儀ニ召サレタル者ニ對シ左記ニ依リ修學院離宮拜觀被差許候
ニ付各人ニ通知方御取計相成度

記

一、日時 大禮諸儀ニ召サレタル者十一月十五日、十六日自午前九時至

午後二時晴雨ニ拘ラス

一、服裝 男子ハ通常服、モーニングコート又ハ紋付、羽織袴、女子ハ通常

服、又ハ紋付縫紋ニテモ差支ナシ

二、履物 靴、草履又ハ駒下駄トス

大禮ノ各儀ノ何レカニ召サレタル資格ヲ記入シタル名刺ヲ
持參スルコト

又同日附を以て紫宸殿及び大嘗宮拜觀許可につき左の如く内務省神社

局長の移牒ありたり

昭和三年十一月十五日

吉田内務省神社局長

野 田 菅 麿 殿

別紙寫及送付候

大禮使長官發第二九六號

昭和三年十一月十五日

大 禮 使 次 官

内務次官 潮 惠之輔殿

通牒

京都ニ於ケル大禮ノ各儀ノ何レカニ召サレタル者ニ對シ十一月十七日午前九時ヨリ午後二時迄ノ間紫宸殿及大嘗宮拜觀差許サレ候

注意

- 一、服装 男子ハ通常服スレニ相當女子ハ通常服又ハ白襟紋付履物ハ草履又ハ駒下駄トス
- 一、順路 宜秋門ヲ入り舊御車寄ヨリ休所諸大夫ノ間ニ至リ掛員ノ案内ニテ紫宸殿裏西階ヲ昇リ外廊ニ出テ南階ノ上ニ於テ高御座及御帳臺ヲ拜シ順次東階ヲ降り左腋門ヲ出テ春興殿南門前ヲ過キ建春門ヲ經テ第二朝集所車寄ヲ出ツ
- 仙洞御所正門ヨリ大嘗宮板垣門ヲ入り柴垣門外ニ於テ悠紀殿及主基殿ヲ拜シ仙洞御所南方築地門ヲ出ツ
- 大禮ノ各儀ノ何レカニ召サレタル資格ヲ記入シタル名刺ヲ持參シ宜秋門内受付ニ提示シ仙洞御所正門ヲ入ルトキ掛員

ニ交附スルコト

- 一、車馬 宜秋門前ニテ下車シ仙洞御所南方築地門ニテ乗車スルコト

六 御大禮後式場の拜觀

前項拜觀許可の通牒に隨ひ十一月十七日紫宸殿、大嘗宮等の拜觀をなす、即ち當日不肖等何れも宜秋門より參入し、大禮使事務官の案内により順次拜觀す、先づ紫宸殿の西階より進み 天皇陛下の玉座たる高御座 皇后陛下の御座たる御帳臺を間近く拜して莊嚴の氣坐るに身に逼るを覺えしが、又庭上にはきらびやかなる日像、燾旛、月像、燾旛以下大小の錦旛、萬歲旛の諸旛を始め鉦鼓、梓など御大禮當日の儘なるを拜觀し、十日の御盛儀、午後三時の萬歲奉唱のことなどの偲ばれて感激の情とごめ難かりき、紫宸殿を辭し左掖門より出でて、皇祖の神靈の座す春興殿を拜し、更に仙洞御所より大嘗宮板垣内に進む、ここに於て十四、五の兩日かけて神代な

がらの悠紀主基の御祭儀を行はせ給へる大嘗宮を親しく拜観す、森嚴の氣自ら身に逼るを覺ゆ、かくて拜観を終へ一同感激に満ちて築地門より退下せり

伏して拜み仰ぎてしのぶ靈幸ふ

神代ながらの悠紀主基の宮

更に一般に對しては昭和三年十二月以降翌年四月に至る五ヶ月間御大禮各儀の式場の拜観を差許されたるが、この間拜観の數實に五百三十三萬九千三百二十三人に上れりと云ふ

因に曰く、拜観のこと終へて悠紀主基兩殿を始め式場諸建物及び其の附屬物は總て之れを取り毀ち、祭祀關係の諸調度品は清淨なる地域に於て焼却せらる、即ち昭和四年六月十八日より七月五日までの

間に於て一切のものは焼却せられ、ただ金具、電線、鐵釘等の不燃物質は、仙洞御所の一隅に地中深く埋没せられたりと漏れ承る

元 大嘗祭後大嘗宮地鎮祭の儀

昭和四年七月十六日大嘗宮の神域に於て大嘗祭後大嘗宮地鎮祭を行はる、悠紀主基兩殿の趾地に其の内陣となりたる地の中央を中心として、其の四隅に高一丈二尺の齋竹を樹て、紙垂を附したる注連繩を繞らし、各其の中央に祭舎を建つ、其の傍悠紀殿は東南に、主基殿は西南に神饌舎、兩祭舎の正中南方に奏樂舎、祭典奉仕員及び參列員幄舎の一棟を設け、悠紀主基兩殿の地域の各四隅と兩祭舎の各中央とに坑を設く、午前七時奉仕員祭場を裝飾し、九時八束掌典、庭田掌典は衣冠、掌典補、樂師は布衣を著し、續いて參列員東久世元大禮使、參與官外四名小禮服にて參進幄舎に著床す、奏樂の裡に庭田掌典、掌典補を率ゐ、順次悠紀主基兩祭舎に進みて神饌、幣物を供し、八束掌典

亦順次兩祭舎に進みて、諸員起立の間に祝詞を奏し報賽の意を致す、參列員順次兩祭舎に進みて拜禮し、庭田掌典以下幣物神饌を撤す、此に於て庭田掌典地鎮の儀を奉仕す、悠紀祭場地の東北隅の坑より始め東南隅、西南隅、西北隅、中央の坑に到りて終り、次に主基祭場の東北隅の坑より始めて順次中央の坑に到りて終る、かくて參列員奉仕員各退下し、本儀を訖れるは午前十時八分なり

三 大饗の儀

大饗は登極令第十五條に「即位ノ禮及大嘗祭訖リタルトキハ大饗ヲ賜フ」とあるに基き行はせらるる御儀にして、御大禮の三大儀即ち即位の禮、大嘗祭、大饗の其の一に當れる重儀なり、抑、本儀の起源は古く上代に發す、後大嘗祭を十一月中の卯の日に行ふこととなるや大嘗祭訖りて其の翌日辰の日より三日間に互り饗宴を行はせ給へり、第一日日辰の儀を悠紀節

會、第二日日巳の儀を主基節會、第三日日午の儀を豐明節會と稱せられき、今回行はせ給へる大饗の儀は實にこの古儀を酌み更に新儀をも加へさせ給へるなり、即ち本儀は大饗第一日の儀、大饗第二日の儀、大饗夜宴の儀の三とせられたり

大饗第一日の儀

大饗第一日の儀は十一月十六日を以て行はる、正午 兩陛下御饗宴場に出御あらせられ、先づ 天皇陛下には各國代表者並に諸大臣等と共に御大禮終了の御歡を共にせさせ給ふ叡慮を誥げ給ひ、今後益、列國交際の親善ならんことを宣せらる、田中内閣總理大臣、首席大使相次いで寶祚の無窮と聖壽の萬歳とを祈り奉りて之れに奉答し、次に伊藤式部長官の悠紀主基兩地方獻物の披露を聞召されたる後、久米舞、風俗舞、五節舞を奏せしめらる、斯くして清涼殿の吳竹、河竹と仁壽殿の梅とに意匠せられたる竹、梅の二本を併せし銀製の挿華を諸員に下賜せられ、君臣、外賓共に大慶を

盡してこの盛宴を終らせらる、時正に午後一時四十七分なり、而して本儀に召されたる總員數は千二百四十六人にして、實際參列せるは皇族、王公族二十五方、大勳位以下勳一等等以上、同夫人三百七十五人、高等官一等等以下四百五十四人、特派大使、使節、同夫人三十七人、隨員、同夫人五十三人、計九百四十四人なり

大饗第二日の儀

大饗第二日の儀は十一月十七日に行はせられ、皇族、特派大使、使節、隨員及び最高の官僚を召させらる、午後六時五十八分、兩陛下饗宴場に出御あらせられ、同九時に至て此の儀を終らせらる、本儀は即ち新儀にして洋風の饗饌を賜ひ、樂も亦洋樂を以てせらる、蓋し内外和親の情を愈、敦厚ならしめんと、の御主旨と拜察し奉る、本儀に於て賜りたるボンボニエールは銀製にして舞樂萬歲樂、大平樂に使用せられたる鼙太鼓に象りたるものなりとぞ、而して當日召されたるは皇族、王公族各殿下を始め總計二百八

十六名なり、而して實際の參列者は雍仁親王殿下以下皇族、王族二十三方、獨國特派大使以下各國大使、公使並に同夫人三十七名、東郷大勳位以下百四十三名、計二百三名なりしと承る

大饗夜宴の儀

大饗夜宴の儀は十一月十七日大饗第二日の儀に引續き行はせられ、廣く庶臣と御慶を共に遊ばされんとする所なり、即ち本儀に於ては先づ舞樂を催され、庶臣に陪覽を賜ひ、畢りて宴を開き饌を賜ふの儀にして、御召の人數は三千二百五十三名の多數に達す、或は森嚴或は絢爛なる諸儀中に、最も華やかなる御盛儀なり、この陪覽賜饌の光榮に浴したる者は眞に鴻大なる御聖德に感泣せぬはなかりき、不肖菅膺亦此の御儀に召さるる光榮に浴す、されば以下本儀につき詳記せん

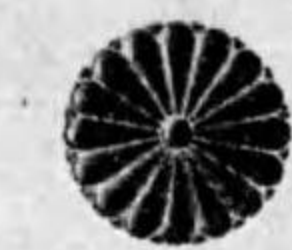
御召状

天皇皇后兩陛下ノ命ヲ奉シ來十七日京都
御苑内饗宴場ニ於テ催サルル大饗夜宴ノ
儀ニ招待ス

昭和三年十一月一日

宮内大臣 一木喜徳郎

宮内大臣 熱田神宮司 野田菅磨 殿



實物は 縦六寸二分 横四寸五分 御紋

章は 金色なり

舞樂場

舞樂場陪覽席の北方の上段に玉座及び御座を設け、黒塗蒔繪の御椅子二脚、右側に黒塗御帽子臺一基を備へらる。玉座及び御座の左右兩側には黒塗御紋散椅子七十五脚を配置して、皇族、王公族各殿下を始め大使、使節、同夫人の席とす、其の他の陪覽席は總て適度の勾配を保ちて觀覽に便なら

しめらる

饗宴場

玉座及び御座は饗宴場の北の方中央に設け、長八尺、幅四尺の御卓子を据ゑ、其の後方右側に黒塗丸形の御帽子臺を備へらる。陪宴諸員の食卓はこれを第一班乃至第十一班に區劃し、第一班に在りては更に左右の二部に區劃し、圓卓を用ゐ、黒塗御紋散椅子を置きて、皇族、王公族、大使、使節、隨員並に同夫人及び勳一等等以上、同夫人の席に充つ、高等官一等等以下を第二班乃至第十一班とし、長六尺幅三尺の卓三百五十六脚を据ゑて立食席と爲す、圓卓には席札を置きて諸員の席を定められたるも、長卓には席次を定めず、豫め食饌を排列しあり、舞樂終了後入御あらせられて諸員亦一旦休所に退下したる間に、舞臺に面する宴席四周の壁代を巻き上げ、直に饗宴を開始すべき設備をせられたり

本儀は十一月十七日大饗第二日の儀訖りたる後に於て引續て行はせら

るるを以て 天皇 皇后兩陛下には晚餐第二の儀を畢らせ給ひし後一旦御座所に入御、皇族、王族、各殿下亦御休所に成らせられ、大使、使節並に同夫人、大勳位以下參列諸員も亦各、其の休所に入りて休息し夜宴の時刻を待つ、午後七時を過ぐる頃より本儀に召されたる勳一等旭日章桐花大綬章以下並に同夫人及び外國使臣の隨員等は第一朝集所車寄より、又高等官一等以下の諸員は第二朝集所車寄より參入す、午後九時二十五分先づ外國使臣隨員より參進を始め、第二朝集所の諸員之れに次ぎて舞樂陪覽席に就く、續いて大勳位以下勳一等以上の諸員、左右二列に並びて參進し、陪覽場に進み玉座の左右に着席す、次に大使、使節並に同夫人は係官の誘導に依り謁見所前扈從の位置に就き、皇族、王族各殿下亦扈從の御位置に就かせらる

午後九時三十三分 兩陛下には伊藤式部長官、一木宮内大臣前行、珍田侍從長、奈良侍從武官長、河井皇后宮大夫、竹屋皇后宮女官長以下侍從、侍從武

官、女官御用掛、雍仁親王、同妃殿下以下皇族、王族各殿下、同妃各殿下、近衛大禮使長官供奉の御列次にて進御あり、謁見所前より大使、使節並に同夫人扈從す、君が代奏樂、諸員起立の裡に出御御着座あらせられ、續いて各皇族殿下御着席、大使、使節以下着席す八時に十時八分なり、席定まるや、樂人、萬歲樂まんざいらくの調子を吹き始め、舞人靜靜と舞臺に上りて樂座に着く、乃ち之れが演舞をなし、十時二十四分全く舞ひ納めて退下す、此の舞は陽に屬する文の舞なり

萬歲樂の奉仕者

- | | | | |
|----|---|---|---|
| 樂師 | 多 | 久 | 每 |
| 同 | 豐 | 時 | 義 |
| 同 | 辻 | 英 | 吉 |
| 同 | 芝 | 祐 | 泰 |

尋いで十時三十一分太平樂たいへいらくの調子を吹き始め、舞人「出手」を舞ひつつ樂座に着き、樂に伴れて舞ひ出づ、足どり勇ましく杵を振り又太刀を抜きて舞

ふ、十五分にして舞ひ了り、舞人「入手」を舞ひつつ退下す、此の舞は陽に屬する武の舞なり

太平樂の奉仕者

- 樂師 奥好察
- 同 芝祐孟
- 同 東儀俊輔
- 同 多忠紀

萬歲樂と太平樂とは文に配するに武を以てし、一は崇高優雅にして錦袖を翻へして舞ひ、一は勇壯にして金色の鉾をきらめかし太刀を抜きて舞ふ、其の妙技は神氣堂に滿ち陪覽者をして自ら恍惚たらしめたり、此の時不肖菅鷹等畏くも天顔を咫尺の裡に拜して叡覽に陪するの光榮に浴す、洵に恐懼感激措く所を知らざりき

舞樂終るや伊藤式部長官入御を奏請し、諸員起立「君が代」奏樂の裡に入御

あらせらる、續いて諸員各所定の朝集所に退下す

十日、十一日の兩日は祭典の御儀式なるが故に諸員の朝集所の卓上及び腰掛等は白色の木綿にて包まれたりしが、當夜のは御饗宴の朝集所なれば椅子及び室内は美を盡して飾られたり、十一時二十一分第二班以下の諸員は係官の誘導に依り饗宴場に入りて縦列の長卓の宴席に著く、卓上には大小各種の菊鉢植または切花にて飾られ、其の華かさ云はん方なし、大勳位以下従一位以上の諸員參進圓卓所定の位置に着席す、各殿下を始め奉り供奉の諸員等亦扈從の位置に就く

午後十一時三十三分 兩陛下再び御座所を出御、前舞樂場と同じき御列

次にて諸員起立「君が代」奏樂裡に饗宴場に臨御あらせ給ふ、皇族、王族各殿下以下續いて著座、茲に御開宴あらせられ、諸臣皇室邦家の大慶を賀し御陪食の光榮に感激して一同祝酒の杯を重ね、御饗宴中に參列諸員は記念ボンボニエール御菓子器を賜はる、此の間陸海軍樂隊交互に歐洲管絃樂を奏

して、満堂爲めに華やぎ歡喜場に溢れ君臣の和樂洵に其の極に達せり、歐
洲管絃樂の曲目左の如し

圓舞曲 海上の和風

陸軍戸山學校軍樂隊

陸軍二等樂長辻順治

以下四十一名

喜びの序曲

海軍軍樂隊

海軍軍樂特務中尉佐

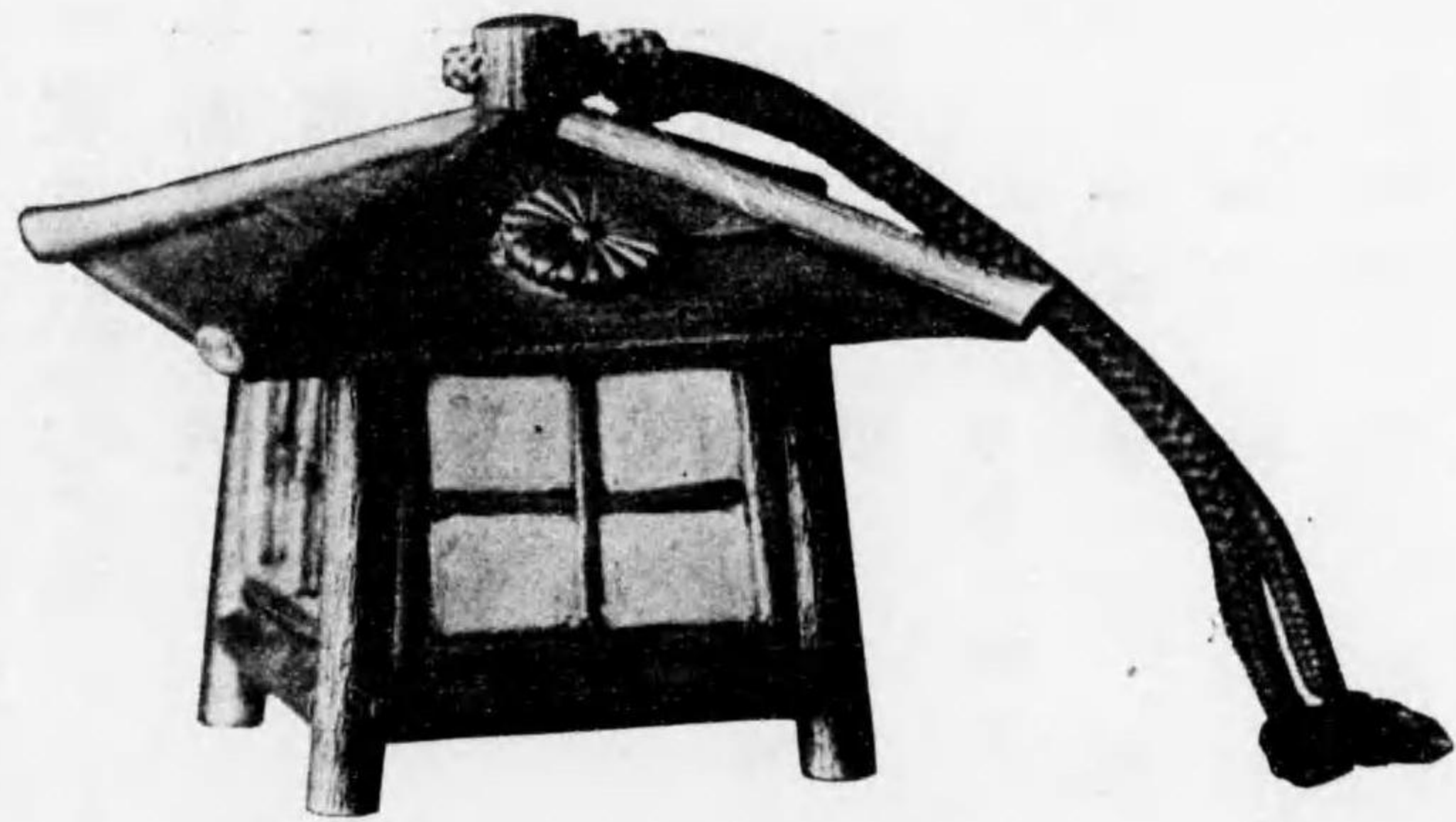
藤清吉以下四十六名

御饗宴は零時十五分にして畢り式部長官入御を奏請す、諸員起立、君が代
の奏樂あり、御機嫌いとも麗しく入御あらせらる、供奉は出御の時の如し、
次いで大使、使節、大勳位以下各、感激裡に退下す、時に十一月十八日午前零

時二十五分、賜宴の獻立は左記の如く洋式の御料理なり

夜宴獻立(冷食)

- 一 鱒 蒸 煮
- 一 鶉 肉 詰
- 一 豚 肉 燻 製
- 一 牛 肉 焙 燒
- 一 鶏 肉 蒸 燒
- 一 交 蔬 菜
- 麵麩 雜草 果實 珈琲
- 一 赤 葡 萄 酒
- 一 三 鞭 酒
- 一 銘 酒
- 一 平 野 水



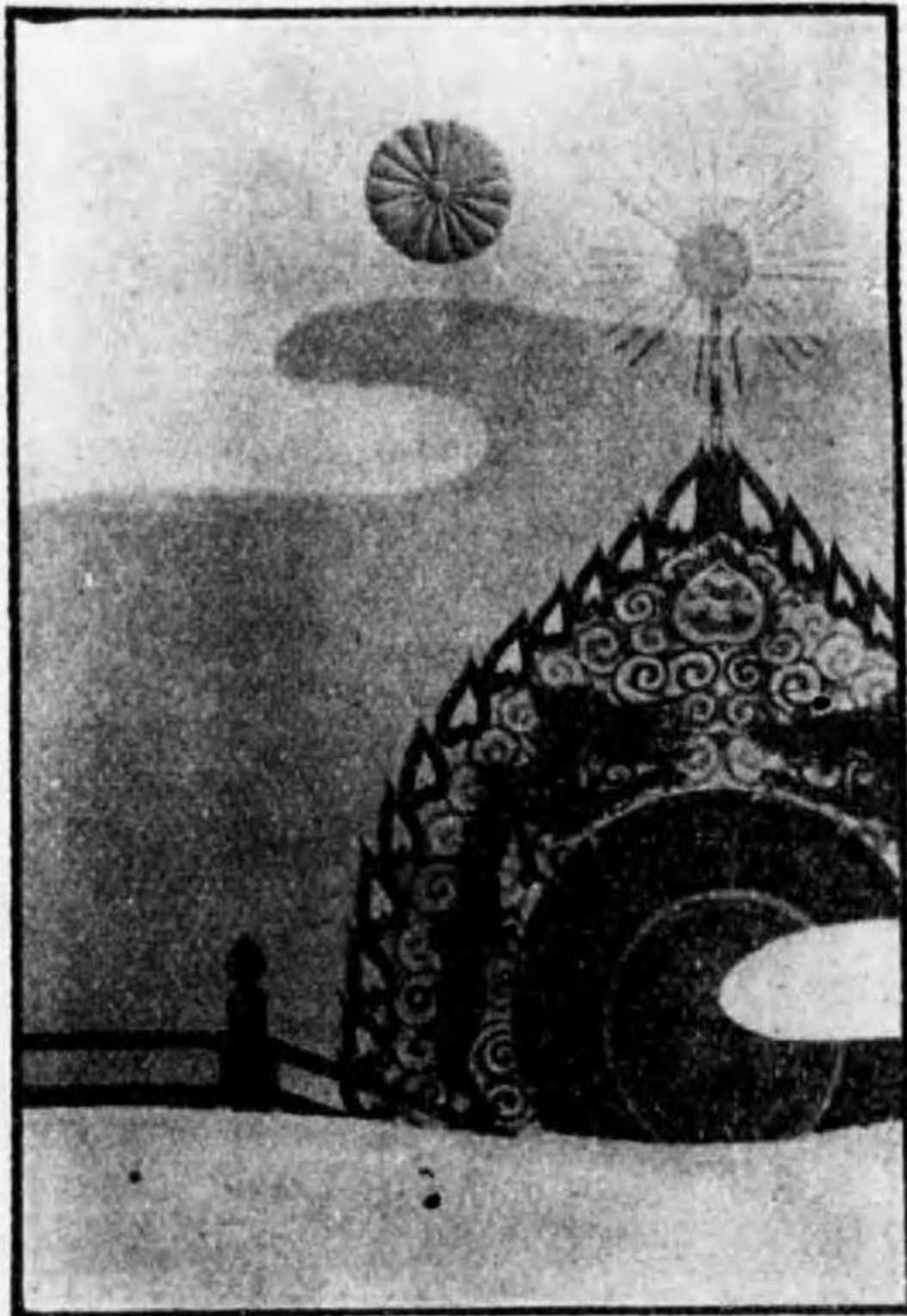
以上

大饗夜宴の儀に賜はりたるボンボニエール御紋章は金色なり

賜はりたるボンボニエール子御菓器は純銀製、銀を燻し屋根に金色の御紋章

を附したる黒木燈籠型なり、此は畏くも大嘗宮の黒木釣り燈籠を象りたるものなりと承る

大饗夜宴の儀に賜はりたる舞樂
解説の表横二ツ折
御紋章は金色なり
内容解説は左の如し



萬歲樂

平調ひょうてうの中曲なり閑雅優麗にして平和の色に満つ故に歴朝の賀宴に
此樂を奏せしめ給ふを例とせられ今日に於ても毎年新年の宴會に
は豊明殿前庭に於て之を奏せしめらる此曲は一に鳥歌萬歲樂と稱

し隋の煬帝樂正白明達に命じて作らしめしとも唐の則天武后鸚歌を寫して作らしめしとも傳ふ陽に屬する文の舞なり

太平樂

太食調の中曲にして朝小子、武昌樂、合歡鹽の三部より成る勇壯華麗にして撥亂反正の意をあらはす 文武天皇大寶二年正月之を奏せしめられしこと國史に見え爾來屢朝儀に用ゐさせ給ふ此曲は一に武昌破陣樂とも鴻門曲とも稱し高祖鴻門會に於て楚の項莊劍舞し項伯袖を以て之を隔つるに起る陽に屬する武の舞なり

本儀に召されたる皇族、王公族二十七方、各國大使、使節並に夫人及び其の隨員並に夫人百名、大勳位以下勳一等等以上並に夫人六百六十名、高等官一等等以下二千四百六十六名、總計三千二百五十三名にして、參宴したるは雍仁親王殿下を始め皇族、王族二十三方、各國大使、使節並に夫人及び隨員並に夫人九十名、大勳位以下勳一等等以上の者並に夫人三百六十六名、高等官

一等以下其の他の諸員二千三百名にして總計二千七百七十九名なり

うれしさを何によそへむ新代の

豊のあかりにあへる此の身の

三 地方の賜饌

十一月十六日には各地方に於ても亦饗饌を賜ふ、蓋し大饗は獨り宮廷の饗饌に止まらず、舉國皆賜饌に霑はしめ歡を衆庶と共にし給ふ大御心に出でさせ給ふ、然れども全國民をして悉くこれに與からしむるは、事固より容易ならざるを以て、大禮使に於て聖慮を體し慎重審議之れが銓衡に任じ、各地方長官をして具體的に召さるべき者を定め、宮内大臣は 天皇陛下の命を奉じて地方饗饌に招待する旨の御召狀を發したるが、しかも

本儀に参列者の服装は劃一せられず、成るべく多數の者をして大禮の慶福を共にするを得しめんと、の聖旨を奉じ、男子は大禮服、正装、通常禮服、高帽禮装、通常服、フロック通常禮装、グロートン紋服、紋付羽織袴、女子は中禮服、プ、デコ通常服、ロ、ア、モ袷袴、白襟紋付、神佛各宗派管長、門跡寺院住職、教誨師、基督教教師は以上の服に相當する服装、又朝鮮臺灣等の固有の禮服あるものは其の服装とせられたり

饗饌の時刻は當日(十一月十六日)の正午とし、尙ほ饗饌の狀況は各地其の趣を異にすと云へども大同小異にして、先づ地方廳所在地に會場を設け、地勢の狀況にて已むを得ざるものは適宜に分設す各係員をして遺漏なきを期し、當日先づ主宰者より賜饌の辭を述べ、一同君が代を合唱し、然る後参列者の上席者起ちて「御大禮御舉行に際し特に本日をも以て忝くも饗饌を賜ふ、聖旨優渥感激の至に堪へず、一同益奉公の誠を效し、皇恩の萬一に酬い奉らんことを期す、爰に謹みて聖壽の無窮を祝し、寶祚の長久を祈り奉る」旨の賜饌拜戴の詞を述

べ、尋で御禮執奏に關しても参列者一同に諮るところあり、即ち何所に於て饗饌を賜りたる者何名に代り謹みて御禮及言上候也との御禮言上書案を朗讀すれば、滿場之れに賛同す、依つて宮内大臣宛發送することとなし、次いで一同賜饌を戴き上席者の發聲にて 天皇陛下の萬歳を三唱す、地方賜饌に召されたる人員は各地方廳の分二十二萬三千二十三名、陸軍部内の分四萬二百六十七名、海軍部内の分一萬五千六百九十三名、合計二十七萬八千九百八十三名にして、外國に在る者に對する酒饌料下賜人員二千三十四名に達せり

不肖菅膺辱くも大饗夜宴の儀に召されて京都市に出向中、熱田神宮職員にてこの賜饌に與かりしものは、權宮司矢野泰也、禰宜築山信義、主典大原次郎吉、同堀田市三郎、同市川貞一、同伊達巽、宮掌松岡隆彦、同松岡助久、同藤井榮藏、同杉野千秋、同塚原國太、同井上信彦、同牧野建通の十三名なり

三 天機竝御機嫌奉伺

十一月十八日朝天機奉伺並に御機嫌奉伺のため皇宮に參内せり、喜びのあまり其のをりよめる

玉くしげ二つの袖にあまりけり

雲居にのぼる今日のうれしさ

三 京都市奉祝園遊會

十一月十八日御大禮奉祝の爲め土岐京都市長主催の園遊會ありて約三千名を招待す、不肖亦招かれて出席す、會場は加茂川上流北畔に於ける植

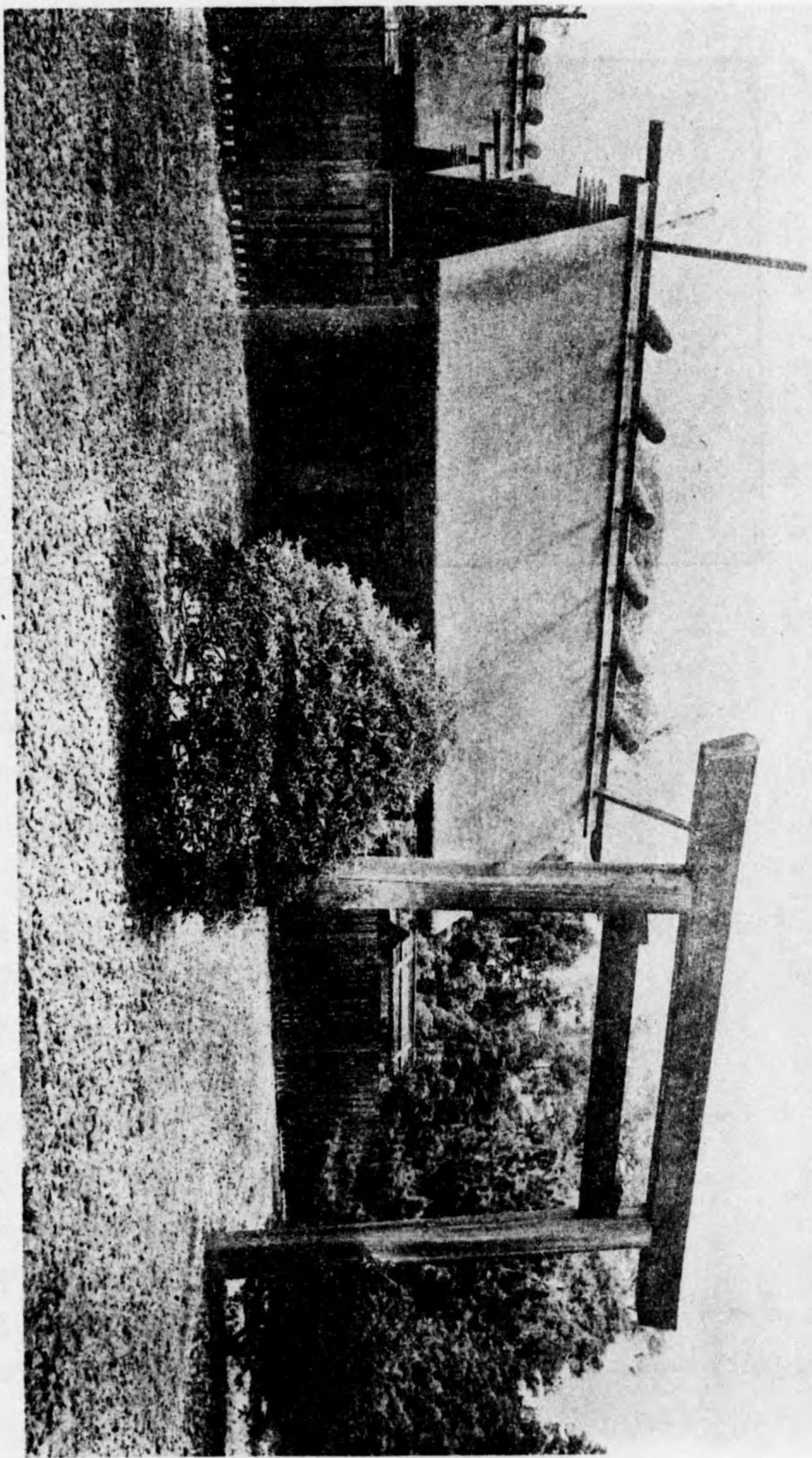
物園なり、定刻午前十一時三十分陸續として相會す、先づ園内にしつらへたる一大テント張幄舎に招ぜられ、席定まるや擴聲機により市長の挨拶あり、御大禮終了の賀儀を述べ、次で陛下の萬歳を奉唱して祝宴を開き、園内全部を開放して園遊會に移る、各種の模擬店を設け様々の餘興は催され、會するもの總て御一代御一度の大禮のめで度く終了せるに安堵と歡喜との情を披瀝せざるなく、最も盛會を極めたりき

實物 豎五寸七分 横三寸八分



野田菅磨閣下
大禮奉祝會長上 敬嘉平
御大禮奉祝ノ爲別紙番組ニ依リ來ル
十二日能禮和儀候間午後一時ヨリ五
時迄ノ間ニ於テ臨時御覽覽被成下度
此後御案内申上候 敬具
昭和三年十一月

二 御用濟 不肖菅磨 熱田に歸任



熱田神宮中へ重玉内り玉御門瑞門御垣殿を拜す

十一月十七日大饗夜宴の御儀に参列のことを以て、御用濟みとなりたれば、老軀^{七十四歳}この大任を全うせし事を歡喜し、十八日午後旅館^{京都近}を引き拂ひて歸名の途につく、熱田驛に著するや直に熱田神宮に参拜し、滞りなく重責を果したる事を拜謝し奉りたり

かくて既往を願れば、去る大正四年十一月 大正天皇御即位禮竝に大嘗祭を行はせられしときは不肖菅膺官幣大社生國魂神社^{大阪市生野区玉町鎮座} 宮司奉職中にして、大嘗祭當日奉幣の儀に奉仕せり、又之れに今回を加ふれば、實に御二代の大嘗祭當日奉幣の儀に奉仕することを得たるなり、殊に今回は賢所大前紫宸殿、賢所御神樂の三大儀に参列して親しくその重典を拜し、續いて大饗夜宴の盛儀に召さる洵に感激の至りなり

三 即位禮及大嘗祭後神宮に親謁の儀

御大禮の諸儀も十一月十七日の大饗夜宴の儀を以て芽出度く御終了あ

そばされたるを以て、登極令により神宮御親謁の儀を行はせらる、乃ち鳳駕を迎へ奉る宇治山田市にては既に奉迎の諸準備も全く整ひ、その御警備につきては三重縣の警察官はもとより縣外よりの應援警官二千百名を合せ、十一支隊を編成して御警衛に當り、優良青年團軍人會員等も丹誠を捧げて御警備の補助に奉仕してひたすら行幸啓を待ち奉る

かくて十一月十九日午前十時六分京都皇宮を御出門あらせられたる天皇陛下には陸軍式御通常禮装にて珍田侍從長御陪乘 皇后陛下には御通常服にて竹屋皇后宮女官長御陪乘御馬車を進めさせらる、侍從及び内大臣祕書官、女官、侍從武官長及び侍從武官、宮内大臣及び皇后宮大夫、宮内書記官及び侍醫の馬車之れに續く、近衛騎兵及び警部後衛して烏丸通を一筋に、十時三十三分京都停車場に著御、同三十五分各皇族、各國務大臣其の他の奉送裡に御發軔あらせらる、御召列車は大禮使總裁載仁親王殿下、守正王、同妃兩殿下を始め關係諸員供奉し、晚秋の伊勢路に進む、沿道四

圍の連山は錦繡の彩り紅彌、ふかくして聖壽の万歳を祝ぎ奉るに似たり、熱誠をこめたる民草の奉迎の裡をば天機ますます麗はしく午後二時二十分山田驛に着御あそばさる 天皇 皇后兩陛下御同列の御親謁は神宮御鎮座以來の御盛儀にして、乃ち御一代に御一度の御奉幣たる七種の御神寶は此に御奉獻あそばされんとす、山田驛より行在所なる神宮司廳に至る一里餘の御幸道路は改修せられて坦々たること砥の如く、沿道の官公署はもとより民家の兩側には常磐の松を飾り、路面には清めの淨砂を敷きつめて神都三十ヶ町は悉く紅白の幔幕を廻らし、注連繩を張りて神都にふさはしき奉迎の装ひを凝らし、數万の奉迎者の坐拜する中を京都御發の時と同様の御鹵簿にて午後二時五十四分行在所神宮司廳に御安著あらせらる

又神宮にては祭主久邇宮多嘉王殿下を始め三條西大宮司熊谷少宮司以下十八日夜より齋館に參籠して潔齋す

豊受大神宮に親謁

十一月二十日御親謁の御儀に先ち大御饌供進の儀あり、午前四時祭主多嘉王殿下、大宮司伯爵三條西實義以下齋館前庭に列立、参進して忌火屋殿前庭祓所に就き、神饌及び諸員修祓の事あり、祭主多嘉王殿下以下参進中、重の版へんに著く、次いで神饌辛櫃を瑞垣御門前東掖、西掖に昇き据うれば、禰宜四員進みて神饌を傳供し、同御門前なる高案に供へ、最後に初獻の神酒を奠す、次に三條西大宮司祝詞奏上の後諸員奉拜八度拍手兩端、訖りて更に神酒二獻を奠し、更に三獻の神酒を供し、伶人終享の樂を奏す、訖れば禰宜参進して神饌を撤し、午前五時三十五分各退下す

かくて午前九時 天皇陛下には陸軍式御正装 皇后陛下には袿袴を召させられて、御鹵簿肅肅、蹄の音も輕やかに御出門あらせられ、錦織りなす神路の山には紫雲棚びきわたりて、淀みなき五十鈴の川の清き流れにその影をうつすところ、奉拜者御路を夾める御幸道を豊受大神宮に向はせ

らる、田中内閣總理大臣病氣の爲め上裁を仰ぎて小川鐵道大臣御鹵簿に入る、後の儀に於けるも亦同じ

九時三十分頓宮に充てさせられたる豊受大神宮齋館に著御あらせられ、直に御座所に入御、御潔齋の後 天皇陛下には御束帶黃櫨染御袍に 皇后陛下には御五衣、御唐衣、御裳に御召替あらせらる、著御の後、頓宮前参道に堵列の儀仗隊は参進して板垣南御門前に参列す

斯くて出御に先ち、九時四十分祭主宮、大小宮司以下参進、幣帛並に七種の神寶たる御鏡、御劍、御玉、御弓、御矢、御楯、御鉾の奉奠あり、板垣北御門より参入、御扉を開き御幌を拵げ、幣帛、神寶を殿内案上大床に奉奠すべきも、大床に御拜座を設けらるる爲め、特に殿内に奠に奉奠したる後、御玉串案を殿内に、同假置案を階下西側に、御拜座を大床に設く、祭主宮は殿内に、三條西大宮司以下神宮職員並に九條掌典長以下侍従及び掛員たる大禮使高等官は夫れ夫れ奉仕の位置に候す、又十時二十五分山邊大禮使事務官の誘導にて皇族及び前行の宮内大臣、式部長

官以下御列に入るべき諸員は何れも衣冠單に著替して參進、板垣御門東側所定の位置に就き出御を待ち奉る、午前十時三十一分 天皇陛下頓宮より御馬車に召させられて進御、彌宜二人先行し奉る、板垣南御門外にて下御、伊藤式部長官一木宮内大臣前行し、海江田侍從寶劍を、牧野侍從神璽を奉じて御前を進み、土屋侍從御裾を、野口侍從御菅蓋を捧持し、岡本、本多兩侍從御綱を張り、御笏筒捧持の黒田侍從、御挿鞋捧持の山縣侍從、珍田侍從長、奈良侍從武官長、瀨川、山内、蓮沼各侍從武官御後に候し、雍仁親王、載仁親王、守正王各殿下、牧野内大臣、近衛大禮使長官供奉す、先づ外玉垣御門外に於て大麻、御鹽の儀あり、内玉垣御門内よりは九條掌典長御前行申上げ、内玉垣御門外まで伊藤式部長官、一木宮内大臣前行、同御門内より九條掌典長前行し奉る 御手水の後瑞垣御門を入らせられ、供奉の各殿下は瑞垣御門外に、其の他は内玉垣御門外に留りて候す 更に進みて正殿の御階を昇御、劍璽、御笏筒、菅蓋奉仕の各侍從は 階下に 大床の御拜座に著座あらせらる、九條掌典長は階下にて大宮司より御玉串二尺八寸の櫛の枝に大奉書二枚重ね三段切の四手を附し、櫛の手元を奉書紙にて巻く を受け昇階して奉れば、之

れを取らせ給ひて親しく御拜禮あらせらる、時に十時四十三分なり、合圖に依りて儀仗兵は一齊に捧げ銃を行ひ「國の鎮め」の喇叭響き渡る、此のとき大禮使典儀部員の合圖により、瑞垣御門外の御位置にて各皇族殿下御拜禮あそばされ、供奉諸員も亦典儀部員の合圖にて拜禮す、御禮拜訖らせらるれば御玉串を九條掌典長に授け給ひ、掌典長殿内の祭主宮に傳ふ、祭主宮之れを御玉串案に奉奠あり、掌典長降階して階下に候すれば 陛下乃ち御降階あらせらる、かくて前行、供奉進御の時の如くにて板垣南御門より御料車に召させられ、十時五十二分頓宮に還御あらせらる、各殿下を始め諸員亦續いて退下す

次に十時五十七分山邊大禮使事務官は守正王妃殿下を始め板垣南御門内御列に入るべき供奉員を同御門内所定の位置に誘導し 皇后陛下の出御を待ち奉る 皇后陛下には午前十一時四分御馬車に乗御、彌宜二人御先行、供奉員を従へさせられ頓宮を出御、御下乗の場所御修祓等 聖上

陛下御拜の時の如くにて、内玉垣御門外まで河井皇后宮大夫御先行申上げ、同御門内より九條掌典長の御先行にて御手水の後瑞垣御門を入らせられ、正殿に進みて御昇階大床の御拜座に著座あらせらる、御玉串の奉奠受授、皇族方御拜禮、其他諸員の拜禮等 聖上陛下の御時と異なる事なし、かくて御滞りなく外宮御親謁の御儀を訖らせられ、前行、供奉進御の時の如く、板垣御門外に於て再び御料車に乗御、十一時二十七分頓宮に還御、次に皇族妃殿下を始め供奉員退下す、而して御拜の事訖れば祭主宮殿下、大少宮司禰宜殿内に候し、御玉串、幣帛並に神寶を奉納し、大少宮司御幌を整へ御扉を閉ぢ奉りて、各、版に著きて奉拜、板垣北御門より退下し、玆に本儀を訖る

既にして御鹵簿は御往路と同じく十一時五十分頓宮發御、午後零時二十一分行在所に還御あらせらる

皇大神宮に親謁

十一月二十一日は皇大神宮の大前に親しく謁し給ふ日なり

御儀に先ち、午前四時より大御饌供進の儀の行はるること前日の儀に同じ、但し神饌及び諸員修祓の後、神饌辛櫃を御贄調舎（ひへのつうしゃ）に昇き据ゑ、御贄調理の儀ありしを異なりとし、午前五時三十五分に至りて訖る

午前九時 天皇 皇后兩陛下行在所御出門、御鹵簿前日の如くにて九時七分頓宮なる皇大神宮齋館に著御、御潔齋あらせらる

天皇陛下の出御に先ち、九時十五分祭主宮殿下、大少宮司以下參進、幣帛、神寶奉奠の儀を行ひ諸般の準備を整へ奉仕員其の位置にありて候す、午前十時山邊大禮使事務官の誘導にて皇族各殿下及び前行の宮内大臣、式部長官以下行列に入るべき諸員、參進して板垣御門外石階下に候し出御を待ち奉る等何れも前日に同じ

午前十時七分御束帶黃櫨染御袍に御更衣あらせられたる 天皇陛下には御料車に乗御、禰宜二人御先行、前日豐受大神宮にて行はせられたると

殆ど御同様の供奉次第にて御料車に乗御、板垣南御門石階下にて下御、雨儀の御廊下新に石段の上に設けられて木の香高きところを御前行、供奉しづしづと雲棧を登らせ給ふ

大麻、御鹽及び御手水の儀ありて後、正殿御階を昇御、大床の御拜座に著かせられ、九條掌典長の捧ぐる御玉串を執らせ給ひて御拜禮あらせらる、此の時「國の鎮め」を吹奏し、拜禮を行ふこと亦前日の儀に同じ、御拜訖りて御降階、再び前行、供奉進御の時の如く、板垣南御門前石階下より御料車に召させられ、十時三十八分頓宮に還御あらせらる

續いて 皇后陛下には午前十時三十四分御料車に乗御、御列前日の如く板垣御門外にて下御、御裳長く曳かせ給ひて靜かに進行あらせらる、前行、供奉の前日と異なるは關屋大禮使次官と鳩山大禮使次官と交替せるのみ、御參進御拜禮等總て前日の如く、再び板垣南御門外石階下より御料車に乗御、十一時三十三分頓宮に還御あらせらる

訖りて祭主宮殿下大少宮司以下御玉串、幣帛並に神寶を内殿に納め奉りて閉扉、奉拜の後退下亦前日の如し、茲に本儀を訖らせらる
かくて午前十一時五十二分頓宮發御、御鹵簿肅肅、正午行在所に還御あらせらる

神宮御親謁の儀御滞りなく訖らせられ、二十二日午前九時五十五分行在所發御、御鹵簿は神都の民の赤誠こむる奉送の裡に山田停車場著御、十時二十八分御發輓、午後二時二十分京都停車場著御、同五十分京都皇宮に還御あらせらる

三 即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵に親謁の儀

神宮御親謁の儀を恙なく終らせ給ひて十一月二十二日京都皇宮へ還幸啓あらせられたる 兩陛下には、畏くも御疲勞を癒させ給ふ御休息もな
く翌二十三日には 神武天皇の英靈永へに鎮まります歎傍山東北陵御

親謁のため皇宮を御發輦畝傍に向はせらる、當日は秋空一碧まことにめでたき快晴にして、旭光は皇宮を照らして瑞祥の氣たちこめ奉拜者は前日にまさりて多し、午前九時七分京都皇宮御出門あそばさる、この日、聖上陛下には陸軍の御正装、皇后陛下には御通常服にて珍田侍従長、竹屋女官長各、御陪乗申し上げ、御沿道奉拜者の中を京都驛に着御、當日は御便殿にも入らせられず直に特別編成の御召列車に乗御、同九時四十分御發輦あらせられて一路大和平野を進ませられ、午前十一時三十分畝傍驛に着御、大阪鐵道局長村上義一恭しく御前行を承はれば、皇族方を始め供奉諸員を従へさせられ御車寄に玉歩を運ばせ給ふ、聖上陛下には四頭立の御料儀裝馬車に、皇后陛下には二頭立の御料儀裝馬車に召させられ、驛前廣場に多數奉迎の有資格者に有難き御會釋を賜ひつつ鹵簿肅々と進御あそばさる、兩陛下には御途中畏くも、綏靖天皇御陵を御遙拜あそばされ、十一時四十四分諸員最敬禮の中を畝傍山の松柏千年の翠色を

たたへて聖壽無窮を祝ぎ奉れる御陵城内左手の頓宮に入らせ給ふ

これより先き、山陵にては御陵所を掃き清めて塵一つもとごめず、早且よ

り御裝飾を奉仕し、掌典、掌典補等の奉仕にて樂師九名笙二名、篳篥二名、笛二名、

一の神樂歌平調、五常、樂、慶、徳奉奏裡に神饌並に御幣物を供進し、本多掌典次長祝

詞を奏し、訖りて御拜座を舗設して時の至るを待ち奉る

天皇陛下には午前十一時五十八分頓宮を發御あそばされ、大元帥の御正装を召し給ひ、伊藤式部長官、一木宮内大臣御前行を承り、珍田侍従長、奈良侍従武官長御後に候し、秩父宮、閑院宮、朝香宮各殿下、牧野内大臣、近衛大禮使長官供奉して御靜かに進御あらせらる、正門より御帽子をとらせられて極めて敬虔なる御態度にて御陵前に進ませ給ひ御拜座に立たせらる、本多掌典次長の捧ぐる御玉串を執らせ給ひて御拜禮あらせられ、御拜の後御玉串を本多掌典次長に授け給ふ、掌典次長之れを中央の案上に奉奠す、これにて御親謁の御儀を訖らせ給ふ、御拜の間御陵前に堵列する儀仗

兵は「國の鎮め」を吹奏し奉る。陛下御拜の節皇族以下供奉員拜禮す、御拜
訖らせられたる後頓宮に還御あらせらる。

皇后陛下には御服は白色御すがすがしきローブ・モンタントを召させら
れ、御前行は河井皇后宮大夫、御後には竹屋女官長以下候し、秩父宮妃、朝香
宮妃兩殿下、關屋大禮使次官等の供奉にて頓宮を出御。聖上陛下と御同
様の御次第にて御拜あらせられ、御玉串は御拜の後本多掌典次長に授け
給ひ、次長之れを。聖上陛下の御玉串に向ひて右の案上に奉奠す。是は紫
宸殿の

高御座と御帳臺との御位置
と同じき御意味と拜承す御拜の時儀仗兵吹奏、供奉員の拜禮聖上の時に同
じ、御拜訖りて頓宮に還御あそばさる。

御親謁の御儀御滞りなく訖らせられたる。兩陛下には、午後零時四十六
分頓宮御發輦、同五十六分畝傍驛着御、同一時一分畝傍驛を御發車にて午
後二時五十分京都驛に御着車、沿道堵列奉拜者の雲集せる中を三時二十
五分御機嫌うるはしく京都皇宮に還御あそばさる。

三 即位禮及大嘗祭後仁孝天皇山陵

孝明天皇山陵に親謁の儀

連日の御儀に御疲れもあらせられず。天皇 皇后兩陛下には御機嫌い
よいよ麗しく、十一月二十四日には老松生ひ茂りて木立ち深き泉山御陵
所に鎮ります。仁孝天皇后月輪陵 孝明天皇后月輪東陵に御親謁あそ
ばさる。

仁孝、孝明兩天皇は内憂外患交、到り國家多事の際に、ひたすら皇威の發揚
に叡慮をなやまさせられつつ、明治維新の基礎を固めさせ給へる聖天子
にましまししが、ここに曠古の御大禮を擧げさせ給ひたる御事を御奉告
あらせらる、神靈さこそ感應ましましけめ、此の日 聖上陛下には御正装
皇后陛下には御通常服シロメイトの純白すがすがしき御洋装を召させら
れ、前日畝傍山陵に御親謁の時と御同様の第二公式に準ぜられたる御鹵

簿を整へさせられ、供奉は秩父宮、閑院宮、伏見宮三殿下、秩父宮妃、伏見宮妃
兩殿下を始め奉り、伊藤式部長官、一木宮内大臣、牧野内大臣、珍田侍從長、奈
良侍從武官長、近衛大禮使長官、河井皇后宮大夫、關屋大禮使次官、竹屋女官
長等にして午前九時建禮門を御發輦あらせられ、小丸太町、烏丸、七條、東山
通り、泉山御陵道一里二十町餘の長き御道筋を進ませられ、泉山の頓宮泉

寺書に御着あらせらる

これより先き 仁孝天皇山陵にては掌典部員は樂師六名笙二名、篳篥二名の

神樂歌平調、五常、樂、慶、德奉奏裡に神饌並に御幣物を供へ、九條掌典長祝詞を奏し

御拜座を鋪設して待ち奉る

天皇陛下には淨砂の上に玉歩を運ばせ給ひて御拜所に進ませられ、畏くも御帽子をとらせられ、九條掌典長の捧げまつる御玉串を取らせ給ひて御拜禮あり、御拜の後掌典長御玉串を受けて案上に奉奠す、御拜の節儀仗兵吹奏し、皇族殿下以下供奉員拜禮して御親謁の御儀を終らせられ 天

皇陛下頓宮に入御、次に 皇后陛下にも聖上御拜と御同様の御次第にて御拜禮の後頓宮に入御あそばさる

仁孝天皇山陵に御親謁を訖らせられてのち 天皇陛下には直に 孝明

天皇山陵に御親謁のことを仰せ出され、前儀と御同様の御次第にて頓宮

出御、二町餘もつゞく急坂の御陵道を進御あそばさる、これより先き掌典

部員は樂師六名前儀に同じの奏樂前儀に同じ裡に神饌、御幣物を供へ本多掌典次

長祝詞を奏し御拜座を鋪設して待ち奉る

御親謁のことも亦前御同様にて 天皇陛下御拜禮訖らせたまひて頓宮

に入御あそばされ、次に 皇后陛下頓宮を出御、御拜禮訖らせられて同じ

く入御あそばさる、然る後還幸啓仰せ出され、前御同様の御鹵簿にて午前

十一時頓宮御發輦、同四十二分御機嫌うるはしく京都皇宮に還幸啓あそ

ばさる

元 即位禮及大嘗祭後明治天皇山陵に親謁の儀

明治天皇山陵に御親謁の儀は十一月二十五日を以て行はせらる、御陵道約六町の間は樹木の御手入れはもとより、木の間もくもの巢一つとゞめぬまでに整へられ、御陵前には御拜所を中央に、その前方向ひて左に神饌舎右に奏樂舎を、その下兩側に二棟の幄舎を、何れも今春期日御奉告の御儀に用ひさせられたる御建物を再築せさせられ、第二鳥居の木の香も新らしく松は緑に砂白くして森嚴極まりなく拜し奉らる

この日 天皇 皇后兩陛下には午前九時京都皇宮御發輦、御鹵簿その他供奉員等は前日の如くにて、同九時三十分京都驛御發、同九時四十五分桃山驛に御着輦あそばさる

これより先き掌典部員は樂師六名笙二名、篳篥二名、笛二名の奏樂平調、五常、樂、慶徳裡に神饌御幣物を供へ、本多掌典次長祝詞を奏し御拜座を鋪設して待ち奉る、御親謁

の次第前日と御同様にて其の儀を訖らせられ、午前十時四十七分頓宮御出門、同十一時三分桃山驛御發車、同二十分京都驛御着車、それより御鹵簿肅肅京都皇宮に還幸啓あらせらる

元 京都御發輦

御即位、大嘗祭、大饗の三大儀及び 神宮御親謁を始め 神武天皇 仁孝天皇 孝明天皇 明治天皇の各山陵御親謁に至るまで、諸儀御滞りなく訖らせ給ひたるに依り東京に還幸啓仰せ出され、十一月二十六日 神器を奉じて京都御發輦あらせらる、乃ち春興殿に於ては同日午前六時三十分御殿を裝飾し、同七時掌典長以下掌典部員參進し、樂師九名奏樂舎に就く、尋いで大谷大禮使參與官、大木大禮使事務官、乙葉大禮使典儀官參進本位に著床す、次いで神樂歌奉奏音取幣、早禰神、本加子、諸員起立の裡に、持明院、唐橋兩掌典御簾を舉げ、掌典次長以下神饌十臺を供ふ、訖りて掌典長は諸員

敬禮の裡に恐みて御即位禮及び大嘗祭は事なく畢らせ給ふが故に今日の此の日に恐き大前を戴き東京に還り御坐さむ旨の祝詞を奏し奉る、此の時 天皇陛下御代拜黒田侍従は菅野掌典の先導にて參進、諸員敬禮の間に御玉串を奉りて拜禮し訖りて退下す 皇后陛下には御都合により御代拜を仰せ出されず、續いて大禮使高等官拜禮す、再び奏樂裡に掌典次長以下神饌を撤し御簾を垂れ、午前七時四十三分祭典訖る 祭典終るや掌典長は掌典及び内掌典を率ゐて殿内に參入し 賢所移御の準備に就く、午前九時駕輿丁十七人は御羽車を舁き奉りて、春興殿の南階に輦せ、簀子に候せし掌典補之れを舁きて南廂に安く、掌典奉仕して賢所を御羽車に移御す、此の時諸員敬禮す、かくて庶般の準備全く成るや掌典補は御羽車を奉舁して簀子に到り、駕輿丁南階に候して之れを承け奉り、九時三十九分を以て御發進あらせらる 天皇 皇后兩陛下には天未だ曙けざる頃御起床あらせられ、御例朝の如

く御拜の御事あり、御朝食の後 天皇陛下には陸軍式御正裝 皇后陛下には純白の御洋裝に御召替あそばされ、今回の大禮記念章を御佩用あらせられたる外、總て曩の京都に行幸の儀に於けると異るところあらせられず

九時三十九分賢所の春興殿を出御あらせらるる報あるや、一木宮内大臣之れを奏上す、此の時 天皇陛下には、御内庭に下御の御儀あり、尋いで御車寄に出御、劍璽と俱に鳳輦に乗御あらせらる、乃ち山邊大禮使事務官御鹵簿發進の合圖を爲す、近衛騎兵前行し、侍従武官以下御後に、近衛將校は鳳輦の御兩側に供奉して發進す、建禮門内に於て 賢所の御鹵簿と合體 皇后陛下續いて發御あらせらる、本儀に於かせられては御都合により 皇后陛下の御鹵簿を御別列に御編成 天皇陛下御鹵簿の後驅を距ること約二十米の間隔を以て進ませらる

九時四十二分諸兵の捧銃、喇叭、君が代、の吹奏裡に 賢所御羽車建禮門を

通御、これに後ること三分餘にして鳳輦、更に約五分後れて 皇后陛下御馬車何れも建禮門を通御あらせらる、御道筋は十一月七日京都御著の時と同じく、堺町門を出で、丸太町通を西へ、烏丸通を南へ、京都驛に向ひ進御あらせらる

此の日皇宮より京都驛に到る約一里の御沿道は、御苑内なる各學校職員、生徒四万九千、團體奉拜者二万、高齢者二千百餘名、一般奉拜者六十万と算せられたり

御奉送の皇族各殿下御先著、小川鐵道大臣以下勳一等級以上の者並に同夫人二十三名、土岐京都市長等は同驛構内所定の場所に、又京都府取扱に係るもの、其の他の諸員一千餘名は驛前廣場に整列す

かくて午前十時四十分 賢所御羽車京都停車場に著御、續いて鳳輦著御あらせられ、次いで 皇后陛下著御、便殿に入らせ給ふ 賢所御羽車は一旦豫設の幔内に奉安し、九條掌典長以下掌典、掌典補奉仕十時四十七分乘

御車に遷し奉る、かくて 天皇 皇后兩陛下便殿を出御、式部長官、宮内大

臣、寶劍、

侍從
奉持

天皇陛下、神璽、

侍從
奉持

侍從長、侍從武官長、皇后宮大夫

皇后陛

下、皇后宮女官長、侍從、侍從武官、皇后宮女官、大禮使總裁宮殿下、親王、親王妃、王、王妃の各殿下、田中内閣總理大臣、樞密院議長、内大臣、大禮使長官の御列次にて御料車前に進ませられ 賢所に御敬禮の後乗御あらせらる

午前十一時村上大阪鐵道局長の合圖により、諸員最敬禮の裡に御發軔あらせらる、驛前の儀仗兵喇叭「君が代」を吹奏す、沿道奉送の庶民皆聲を限りに萬歳を奉唱す

京都驛を御發軔の後、沿道を埋むる民草の奉送を受けさせられつつ一路名古屋に向はせ給ふ

三 名古屋御駐輦

十一月二十六日名古屋驛構内は勿論鳳輦通御の御路筋は朝來清掃して

寸塵を留めず、奉迎有資格者服装は大禮服、正装通常禮服は構内所定の位置に整列す、不肖菅鷹も亦有資格者として驛構内に於て奉迎申上ぐ、陸軍儀仗隊一箇大隊、陸軍堵列部隊並に海軍儀仗隊一箇大隊、海軍堵列部隊は驛前に整列す、各種團體を始め一般の奉拜者は殆ど立錐の餘地なきまでに御路筋兩側に跪坐す、其の數幾十萬なるを知らず

かくて御豫定の時刻たる午後二時、分秒も違へず御召列車は名古屋停車場に到着したり、乃ち皇后陛下先づ御降車、河井皇后宮大夫御先導、天皇陛下御料車の前に進ませられ、次に天皇陛下御降車、賢所に向はせられ御敬禮あらせられたる後一旦便殿に入御あらせらる、これより九條掌典長、掌典補を率ゐて賢所の御羽車移御を奉仕し、御羽車は同二時十五分式部次長、宮内次官、掌典二名、掌典補二名、前行、掌典長、掌典補二名、大禮使、高等官供奉御發進あらせらる、此の時天皇陛下には鳳輦に乗御之れに續かせ給ふ、次いで皇后陛下發御あらせらる、當日は御都合により御

別列の御鹵簿なるが故に、御乗車の直前に皇后旗を捧持せしめられて御發進あらせられ、前回と同じき御道筋を離宮にと進ませ給ふ、離宮正門通御は午後三時を過ぐることに五分、離宮正門内五十間ばかりの岐路に於て御鹵簿の前半は左折して賢所御假殿に向ふ、天皇陛下には鳳輦を駐めしめられ、賢所御羽車に向ひて御敬禮あり、午後三時十分離宮御車寄に著御、御疲勞の御氣色もあらせられず入御あらせらる、續いて三時十三分皇后陛下も離宮御車寄に著御、直に奥深く入らせらる、兩陛下には御寛ぎの御暇とてもあらせられず、供奉の雍仁親王、同妃、載仁親王、邦彦王、同妃の各殿下に謁を賜はりたる後、田中内閣總理大臣及び小幡愛知縣知事に拜謁仰せ付けらる

賢所御羽車は午後三時十分御假殿正門に著御、先著の九條掌典長以下掌典部員は御假殿正門内に於て奉迎す、賢所は掌典、内掌典の奉仕により御假殿に鎮まりますや、立花掌典、掌典補を率ゐて神饌を供し、謹みて御安

著の祝詞を奏上、訖りて神饌を撤し、午後三時二十五分御祭典訖る、尙ほ立花掌典は引續きて御宿直を申上ぐ

三 天機並御機嫌奉伺

當日は天機並に御機嫌奉伺の時間を午後四時より、同六時までと定められたるにつき、其の時間内有資格者は陸續と参内せり、不肖菅鷹名古屋驛構内に於て奉迎せし服装は大禮服なりしにより、一應歸邸して通常禮服に著替へ、更に名古屋離宮に伺候して天機並に御機嫌を奉伺したり

三 名古屋御發輦

十一月二十七日名古屋離宮御發輦東京驛著御、續いて宮城に還御あらせらるるにつき、賢所の御假殿を出御前、祭典を行はしめらるること京都に行幸の際に於けるが如し、即ち早旦御殿に鋪設し、立花掌典の奉仕にて

神饌を供へ祝詞を奏し、午前五時二十分祭典を訖る、九條掌典長等は賢所出御の準備を奉仕して正門内に候し、駕輿丁十七名は御殿の階下に到りて出御を待ち奉る、茲に御鹵簿發進の御用意全く成り、御羽車出御あらせらるれば御鹵簿前驅進發す、時正に午前六時五十分時刻到るや、天皇陛下には寶劍神璽と俱に發御あらせ給ひ、皇族各殿下を始め供奉の諸員乗車御後に隨ふ、天皇陛下には賢所御羽車通御の時、御車を駐めしめて御敬禮、之れに續かせらる、午前六時五十九分賢所御羽車離宮正門通御、御鹵簿の後驅に後ること二十米にして、皇后陛下の御鹵簿進み、兩御鹵簿に加はれる諸員は總て前日と同じく、御道筋も亦同じ、夜を徹して待ち奉れる奉拜者は、其の數四十萬と算せらる、御鹵簿の名古屋驛到着に先ち、奉送諸員三百七十八名各所定の位置に就き、陸海軍儀仗兵及び同堵列部隊は前日著御の時と同様の位置に整列す、又九條掌典長以下場内奉仕の駕輿丁に至るまで、皆先著して御車寄に整

列す、午前七時四十一分 賢所御羽車御車寄名古屋驛に著御、諸員の奉迎の中をブラットホームに進御、茲に九條掌典長以下移御の事に従ふ 兩陛下には御車寄名古屋驛に著御の後諸員の奉迎裡に便殿に入御あらせらる 賢所乘御車に移御の後 天皇陛下便殿より出御 賢所乘御車に御敬禮あらせられたる後御乗車續いて 皇后陛下御乗車あらせらる、乃ち午前八時天顏麗はしく御發軔、一路帝都に向はせらる、奉送の諸員一同聖壽の萬歳を祝し奉る、又沿道の奉拜者は整然として堵列し或は跪座しまたは下座して御名殘を惜みまゐらす

三 東京還御

十一月二十七日名古屋御發軔より東京驛著御の間の停車場は、濱松、静岡、沼津及び山北の四驛にして、各驛には盛装その禮を盡せる奉送迎者堵をなし、御沿道は到る處奉拜者の群を以て埋め、毎戸國旗を掲げて奉祝の意

を表せざるはなし、斯くて著御の時刻迫れば、東京驛に在りては大勳位以下の諸員所定の位置に就く、尋いで御出迎の宣仁親王以下皇族、王公族各殿下各妃殿下は松平大禮使事務官の御先導にて所定の位置に就かせらる、大勳位以下前官禮遇以上並に同夫人、高等官一等以下從四位勳三等以上の奉迎者は七百九十三名に及ぶ、皇禮砲第一聲倏ち東京灣碇泊の警備艦より發して御召列車の通過を報ずれば、驛前陸海軍儀仗隊の吹奏する喇叭の聲唳唳として之れに和す、午後三時三十分御召列車安けく第三プラットホームに入れば、恭しく御車の御扉を開き奉る 兩陛下諸員最敬禮の裡に降御便殿に入御あらせらる、九條掌典長以下奉仕して 賢所乘御車より御羽車に移御あらせらるれば、駕輿丁奉昇して、御列次嚴かに進ませらる 聖上陛下便殿より出御 賢所御羽車に向ひ御敬禮あらせらる、御車寄に進御の 賢所御羽車は一番肩の駕輿丁奉仕して發御あり 賢所發御の後 天皇陛下鳳輦に乗御、續いて進御あらせらる、尋いで 皇

后陛下の御鹵簿發進す

此の日東京驛前より、宮城前廣場に至る御沿道奉拜各團體等二萬九千、一般の奉拜者十一萬二千を算す、奉拜者中には、府下在住の八十歳以上の高齢者五百三十七名九十歳以上十三名、百一歳一名及び大禮につき褒章條例により表彰せられたる孝子、節婦、義僕等四十七名あり、又曠古の盛典に際し此の御鹵簿を拜せんとして遠く幾百里を上京せるあり、或は霜に打たれつつ前夜より夜を徹したるものあり、赤誠至情觀る者をして感激に勝へざらしめたり、斯く赤誠溢るる黎庶奉迎裡に御鹵簿は二重橋を渡り宮城正門を入り

賢所御羽車は三角門千里門を経て温明殿に還御あらせらる

天皇陛下には遙に御羽車に御敬禮あり、御鹵簿は之れより右折御車寄に著御あらせらる、時に午後四時十三分なり、續いて 皇后陛下著御あらせらる 兩陛下には御疲勞の御氣色もあらせられず、御學問所に於て奉迎の各殿下に謁を賜ひ、また供奉高等官に拜謁仰付けられ、終りて御奥殿に

入御あらせられしと漏れ承る

言 賢所温明殿に還御

十一月二十七日には 賢所宮城温明殿に還御あらせらるるにつき、それに先ち在京の掌典部員等御殿の裝飾を奉仕し、其の他の鋪設御準備を整ふ、午後三時三十分式部官始め參集す、清水谷掌典次長以下掌典、掌典補等は温明殿正門外に整列して還御を御待ち申し上ぐ、かくて宮城正門内にて 兩陛下の御鹵簿と御別れに相成りたる 賢所御羽車は肅々として紅葉の樹間に沿ひ、午後四時十六分温明殿正門に著御あらせらる、駕輿丁靜かに南階の下に奉昇す、簀子よりは掌典補之れを奉昇して外陣に据奉る、掌典内掌典の奉仕により恭しく御正體ゴウテイを内内陣の御座所に奉安す、時に午後四時十九分、實に去る六日出御以來二十二日振りにて御恙なく還御あらせられたるなり、御羽車は駕輿丁によりて御羽車舎に納めらる、か

くて午後五時十分掌典長以下簀子に候し、樂師九名奏樂舎に著き、席定まるや神樂歌音取幣、早韓神、本拍子、樂師辻英吉外八名を奏し始む、本多掌典次長以下掌典、掌典補は神饌十臺を供ふ、九條掌典長大前に恐みて祝詞を奏し、天皇陛下御代拜牧野侍從内陣に進み恭しく御玉串を奉りて拜禮し、訖りて退下、皇后陛下御代拜は御都合にて在らせられず、大禮使高等官拜禮す、再び神樂歌の裡に神饌を撤し御扉を閉ぢ奉る、時に午後五時三十八分御祭典滞りなく終らせらる

三 還幸後賢所御神樂の儀

御大禮諸儀訖らせ給ひ、十一月二十八日を以て還幸後に於ける賢所御神樂の儀を行はせらる、儀に先ちて鋪設を爲す、神樂舎には東西南の三方に幔を張り、幔内正中の北方に庭燎の坑を穿ち、其の東方の圓座を庭燎所役の座とす、東西の兩側に三色木を並べ、其の上に荒薦を敷き軾を設け之

れを御神樂奉仕者の座とし、西側南方を人長の座とす、本儀に於ては、御簾の拵垂及び神饌幣物等の供撤の際に於ける神樂歌は幣、早韓神にして、御神樂の曲目は庭燎、久止段拍子、阿知女作法、採物は問籍もんじやく音取、櫛、閑韓神ねごり、しつ、かま、かみ、乙人長、小前張は阿知女、和琴音取、薦枕、篠波、千歳、早歌、星の曲は笛音取、箏、箏音取、吉々利々、得錢子、木綿作、朝倉、其駒とくせんこ、まわたし、あさぐら、そのこま等にして、奏樂は九名、御神樂は樂長以下二十四名奉仕するものなり、午後四時三十分九條掌典長以下參進して簀子に候し、樂師奏樂舎に就く、座定まりて樂師神樂歌を奏すれば音取、幣、早韓神、本拍子、樂師多忠告外八名、掌典二人御簾を拵げ奉る、次に本多掌典次長以下神饌幣物を供へ、訖りて九條掌典長諸員敬禮の裡に祝詞を奏す、同五時近衛大禮使長官以下大禮使高等官大禮服正装にて幄舎につき、尋いで東郷大勳位以下の諸員參進幄舎に就く、訖りて雍仁親王同妃以下皇族王公族各殿下係官の御先導にて御參進幄舎に就かせらる、天皇陛下には御束帶黃櫨染の御袍を召させられ同五時二分

九條掌典長の御先導にて出御、甘露寺侍從御裾を奉仕し、永積侍從御劍を捧持して御後に候す。陛下内陣の御座に著かせられ、掌典長の捧げ奉る御玉串を執らせ給ひて御拜禮あらせらる。此の時内掌典御鈴を奉仕す。陛下入御の後、御参列の皇族王公族各殿下係官の御先導にて賢所階下砌の上に御参進御拜禮、次いで東郷大勳位以下の諸員順次拜禮訖りて退下す。同六時御神樂奉仕の諸員神樂舎につき、人長樂師安部季頼階下に参進長谷掌典より賢木の枝を受け、續きて御神樂の所作あり、御神樂は十一月十一日御即位禮後一日賢所御神樂の通なりしも秘曲なし午後十一時御神樂終りて人長階下に進み、賢木の枝を長谷掌典に致せば、小松掌典更に傳へ受けて御内儀に参り之れを献上す。次いで樂師奏樂の裡に掌典長以下参進、掌典次長以下幣物神饌を撤し、内掌典御簾を垂れ奉りて同十一時二十分本儀訖り各退下す。

三 即位禮及大嘗祭後大正天皇山陵に親謁の儀

十一月二十九日 大正天皇多摩陵御親謁の儀行はる。この日午前九時五分宮城正門を御發輦萬民奉拜の間を虎の門跡より青山通へ、明治神宮参道より原宿驛に着御、午前九時五十分御發車淺川驛に向はせらる。御沿道の民草は云ふも更らなり、野山の禽獸もなほ奉拜のまことを捧ぐるもの如くにして、十一時九分東淺川驛に御着、名古屋鐵道局宗方運轉課長の御前行にて驛立關に出でさせらる。皇后陛下は御後に續かせられて各御馬車に乗御、珍田侍從長竹屋女官長夫々御陪乗、杉の並木の新参道を御陵所へ進御あらせらる。麻布歩兵第三聯隊の儀仗兵は参道の兩側に劍林をつくりて堵列し奉り、村民は赤誠をこめたる奉迎門を建設し奉る。御馬車は群がる奉拜者の中を靜々と進みて頓宮に着く、八分間御少憩の後、天皇陛下には御手水を召させられ、午前十一時三十五分御馬車にて頓宮を出で、箒目正しき淨砂の上を進ませ給ひ、御陵前廣場にて御下車あらせらる。當日 陛下は大元帥御正装の御英姿いとも御氣高く、秩父宮殿下を

始め奉り供奉員を随へさせ給ひ、伊藤式部長官、一木宮内大臣御前行、珍田侍従長、奈良侍従武官長御後に候し、御陵前の石階を御登りあそばされ、肅然として御拜所に立たせ給ふ、これより先き掌典部員は樂師九名笙二名、篳篥一名、鉦鼓一名、大鼓一名、鞀鼓一名の奏樂平調、音取、五常樂、慶徳裡に神饌御幣物を供し、清水谷掌典次長祝詞を奏し御拜座を鋪設して待ち奉る

天皇陛下には清水谷掌典次長の捧げ奉る御玉串を執らせ給ひて御拜禮あらせられ、訖つて御玉串を掌典次長に渡させ給へば、次長拜受して案上に奉奠す、御拜の節儀仗兵吹奏皇族殿下以下供奉員拜禮す、尋で頓宮に還御あらせられたり

畏れ多くも御父子數尺の間を隔て御對面あらせられたる陛下の御感概さこそと拜察申し上げ、供奉の面々ただ感涙せぬはなかりしとぞ、續いて皇后陛下には河井皇后宮大夫の御前行、竹屋女官長御後に候し、秩父宮妃殿下その他の供奉にて御陵前に進ませられ、聖上の御儀と御同様

御玉串を奉り御拜禮あらせられ頓宮に還啓あそばさるかくて、兩陛下には頓宮にて二十分間御休憩の後還幸啓仰出され、午後零時三十二分東淺川驛御發車、同一時四十分原宿驛御着、午前と御同様の御鹵簿にて午後二時二十五分宮城に還御あらせらるこれにて登極令第十六條の「前帝四代ノ山陵ニ謁ス」との御儀は全く終らせらる

三 還幸後皇靈殿・神殿に親謁の儀

御大禮の諸儀を終らせ給ひ宮城に還幸啓あそばされたる天皇皇后兩陛下には、十一月三十日いと厳かに皇靈殿神殿に御親謁の儀を執行はせらる、御大禮最終の御祭典にしてこれを以て御納めの御神事と拜し奉るべし

この日早且掌典部員兩殿を裝飾し、午前九時九條掌典長以下各掌典參進

して 皇靈殿簀子に候し、樂師奏樂舎につき神樂歌を奏す、音取幣、早韓神、本拍子、樂師窪兼雄、外八
 名内掌典二名 皇靈殿の御簾を擧げ奉る、續きて本多掌典次長以下進みて神饌御幣物を供へ、九條掌典長恭しく祝詞を奏す、次に 神殿に於ても皇靈殿と御同様の祭典を執行はせらる、次に大禮使高等官幄舎に著床し、次に皇族王族公族各殿下御著床、午前十時二分九條掌典長の御先導にて天皇陛下には御東帶黃櫨染御袍を召させられ、諸員敬禮の間に綾綺殿より出御ましまして 皇靈殿に進御、土屋侍從寶劍に、甘露寺侍從御裾に、海江田侍從神璽に奉仕して御後に候す 天皇陛下 皇靈殿内陣の御座に着かせ給ひ、掌典長の捧ぐる御玉串を奉らせられて御拜禮、次いで 神殿に進御あそばされ 皇靈殿に於ける御次第と御同様の御拜禮、訖りて綾綺殿に入御あらせらる、時に午前十時八分、これにて御親謁の儀を終らせ給ふ 皇后陛下は御都合にて御拜御代拜共に在らせられず、引續き御参列の皇族王族公族各殿下順次兩殿階下に參進あり、御拜禮の後御退下、次

に近衛大禮使長官以下大禮使高等官順次拜禮して退下す、茲に再び神樂歌始まり、掌典次長以下進んで兩殿の御幣物神饌を撤し御簾を垂れ奉りて御儀は終る、時に午前十一時十五分と承れり、顧みれば去る昭和三年一月十七日に 賢所 皇靈殿 神殿に於て御大禮の期日御奉告あらせられてより以來、十一ヶ月に涉りたる諸儀は本儀を以て全く御終了あらせらる、洵に御芽出度きことの限りと申し上げ奉るべきなり

三 御大禮觀兵式

御大禮觀兵式は昭和三年十二月二日を以て、白妙の富士の高根を背景とせる代々木練兵場に於て行はせらる、出場せる部隊は近衛師團、第一師團、陸軍士官學校生徒隊、陸軍飛行學校並に第一師團管内にある陸軍諸學校の教導隊、教導聯隊、教導大隊、練習隊、練習生徒隊、軍樂隊、第二乃至第十二、第十四、第十六、第十九、第二十師團司令部、各兵旅團司令部並に各兵聯隊又は大

隊等の代表隊なり

十二月二日觀兵式舉行信號により、參加部隊は黎明定め、の通路より相踵いで進入して逐次配置線に整列し、幾十萬の陪觀者亦式場の周圍を埋めて行幸を待ち奉る

天皇陛下には陸軍式御正裝を召させられ、午前八時五十三分御愛馬「初綠」に召し、奈良侍從武官長以下を隨へて閱兵の式を行はせらる、立川飛行場に集合せる偵察機及び爆撃機は午前九時一分、所澤飛行場に集合せる戰鬥機は同九時十分逐次離陸を開始し、式場に向ふ、閱兵式を終らせ給ふ頃空中分列式指揮官古谷清の塔乗せる重爆撃機、分列點の直上に於て國旗を飛ばして敬禮の意を表す、此の日參加せるもの總數百五十三機に及び、空中未曾有の壯觀を呈し、午前九時四十二分空中分列式を終る

午前九時四十一分地上部隊の分列式を開始す、行進は先づ軍樂隊より始まり、正しく玉座に向ひて停止し、徐に行進譜を奏するや、諸兵指揮官、同幕

僚を先頭に逐次分列を行ひ、歩武整齊序を以て行進す、御鞍上の陛下は諸兵の敬禮に對して舉手あらせらる、殊に幾多の武勳を飾れる軍旗は八十六旒に及び、齊しく竿頭を下げ、御前を過ぐれば陪觀の皇族各殿下を始め諸員何れも襟を正して敬禮を行ふ、斯くて輜重兵第一大隊を最後に午前十一時九分分列式終る

分列式終了の後、白川陸軍大臣は玉座の正面八歩の位置に進む、陛下には奈良侍從武官長を隨へさせられて出御、一木宮内大臣、珍田侍從長及び伊藤式部長官玉座の後方に侍立す、此時玉音朗かに勅語を賜ふ、白川陸軍大臣御前に進みて勅語書を拜受し、退いて原位置に復し、乃ち奉答文を奏し奉る、時に午前十一時二十分なり

陛下には午前十一時二十五分式場全員最敬禮の裡に發御還幸あらせらる

當日觀兵式に出場せるもの諸兵指揮官以下三萬四千六百三十四名、軍旗

八十六旋軍馬四千九百六頭、飛行機百五十三機、陪觀の榮に浴したる内外官民七萬有餘人に達し、外に一般拜觀者無慮十四萬と稱せられ、代々木原頭爲めに人を以て填めたり

此の日我が陸軍の威容壯烈に感じて參觀者の一齊に發したる萬歳の聲は、一時代々木の原頭を震動せしめたり

しろしめす御代の始めにみそなはす

みいくさびとやいかに勇みし

元 御大禮特別觀艦式

昭和三年十二月四日横濱港沖に於て陸軍の觀兵式に對し海軍の御大禮特別觀艦式を舉行あらせらる、茲に御召艦以下を左の如く定められたり

御召艦 榛名

供奉艦 金剛(御先導) 比叡 岩手

賜饌艦 榛名 金剛 比叡 赤城

觀艦式參列の艦船は、聯合艦隊並に練習艦隊の各艦、各鎮守府要港部の警備艦、第一豫備艦の大部、練習艦艇及び行動上參加可能なる在役特務艦にして合計百八十六隻、此の外英、米、佛、伊、蘭、諸國より特派したる軍艦七隻及び部外船舶十五隻も亦參列す

明治維新以來 天皇親しく全艦隊を海上に嚮はし給ふこと、茲に十四回なり、而して明治元年三月神戸沖にての觀艦式には僅かに六隻の軍艦なりしと聞き及びたるに、今回は參列せる艦船百八十六隻、其の規模の宏大なること空前にして、皇禮砲の砲煙は全艦隊を掩ひ、殷殷轟轟として萬雷の一時に轟くが如し、砲聲は五十餘萬の拜觀者が奉唱する萬歳の聲と相和し、爲めに太平洋を揺かしたるの感あり

海うみの原はらおきつ白浪しろなみなぎはてて

御稜威みいつたたふる横濱よこはまの沖せき

横須賀を發したる第一群飛行機七十三機は霞ヶ浦より飛來せる第二群飛行機五十七機と午前九時十五分上空に於て合同し、次いで航空船二隻も之れに加はり、銀翼を列ねて御召艦の正側に近き邊に到り、各小隊毎に機首を下げ、高度を低下すると共に乗員擧手の敬禮を行ひ、空中分列をなす等、海上の軍艦と相俟つて錦上花を添へ、其の壯烈言はん方なし。午前十一時を以て御親閲を終らせ給ふや、參列部隊並に在港外國軍艦の司令長官、司令官、參謀長、艦長及び司令は御召艦に參集、前記の諸員並に御召艦に在りたる陪觀の勅任官、本邦在勤外國大公使館附海軍武官に謁を賜ひ、尋いで勅語を賜ふ。

此の時岡田海軍大臣御前に進み、謹みて勅語書を拜受し、次いで奉答文を奏し奉る。

零時三十分より大禮特別觀艦式關與の海軍士官、特務士官、高等文官及び當日陪觀の皇族、王公族、大勳位以下文官、高等官、其の他諸員約六千百名に對し、榛名、金剛、比叡及び赤城に於て午餐を賜ふ。

御召艦に於ては軍樂隊の「君が代」吹奏開始せられ、天皇陛下には後甲板に設備せる御食卓に就かせられ、諸員と午餐を共にせらる、皇族、王公族を始め、元帥、軍事參議官、大禮特別觀艦式關與の勅任官及び陪觀の海軍將官、勳一等以上の陸軍將官、其の他の陸軍高官、並に大勳位以下貴衆兩院議長以上等總員四百八十名に對し、天盃を下賜せらる、五十分にして午餐を畢らせらるれば、午後二時御召艦榛名拔錨して港内に向ふ、午後二時五十七分棧橋御上陸、諸員奉送裡に午後三時横濱港驛御發車、三時五十分東京驛著御、龍顏うるはしく宮城に還御あらせらる。

みそなはず御艦の旗に心安の

くにの光もあふがるるかな

四 帝國在郷軍人會會員御親閲

十二月三日二重橋前の廣場に於て、帝國在郷軍人會代表者及び有功章受章者約二萬一千九百名の御親閲を仰ぐ
午前六時早くも各代表部隊は隊伍を整へ會旗一萬有餘を翻し、喇叭の音も勇ましく陸續として入場し來る
天皇陛下には午前九時七分雨中をも厭はせられず、御通常禮装に雨具を召させられて御愛馬「初綠」に乗御、數多の供奉員を従へ二重橋正門前御親閲場へ出御、全員の敬禮を受けさせられたる後直に御親閲に移らせらる、

午前九時二十分御親閲を終らせられ勅語を賜ふ、茲に於て閑院總裁宮殿下には御前に進み恭しく勅語書を拜受して退下し、再び御前に進み軍人會を代表して御奉答あそばさる、御奉答終れば、天皇陛下午前十時十五分全團員最敬禮の裡に御乗馬、奈良侍從武官長以下を従へ天機麗しく還御あらせらる

四 宮中饗宴の儀

大禮の御儀を始め諸儀全く訖らせられたるに依り、十二月七日、八日、九日、日曜十日、十一日の四日間に亙り、天皇、皇后兩陛下出御、宮中に於て御慶びの饗宴を行はせ給ふ、即ち七日には雍仁親王殿下外皇族御三方及び本邦駐劄各國大公使同夫人三十八名、田中内閣總理大臣以下二十七名、總員六十九名を召させられ、又此の日の午後は外國大公使館員に拜謁、茶菓を賜ひ、八日、十日及び十一日には皇族、王公族並に大勳位以下に午餐を賜

はる

第二日以後に於て召さるる者の範圍は皇族、王公族、大勳位以下勳一等以上並に同夫人、高等官一等以下勅任待遇以上、伯子男爵有位華族、貴衆兩院議員、宮内省奏任官、同待遇及び大禮使高等官、其の他大禮に召されたる民間功勞者、特殊銀行會社の總裁又は頭取、六大都市の市長、宇治山田市長、東京市助役及び實業、社會事業、教化團體、教育、學藝、宗教、新聞通信等に關し功績ある民間功勞者をも特に思召によりて召させらる、從來に於ても宮中の饗宴に民間功勞者を召させらるる有難き思召を拜したるが、特に其の範圍を擴められたること今回の如きはあらざるよしもれ承る

七日の午餐に召されたるは雍仁親王、同妃、載仁親王、故依仁親王妃の各殿下、獨國特命全權大使ウキルヘルム・ゾルフ以下大公使並に同夫人三十八名、田中内閣總理大臣以下二十七名にして、内九名 缺席此の日召されたる諸員の服裝、男子は大禮服、正裝、通常禮服、女子は中禮服コロール・テ又は袴禮服なり

とす

時刻の近づくや、皇族各殿下には宮城北御車寄より御參入ありて御休所たる葡萄一、二の間に入らせられ、各國大公使以下の諸員は自動車を連ね宮城正門より參内して休所千種の間に入り、午後零時十五分を以て諸員悉く參集す

午後零時二十六分 天皇陛下には陸軍式御正裝 皇后陛下には御中禮服を召させられ、式部長官御先導、雍仁親王、同妃、載仁親王、故依仁親王妃の各殿下、宮内大臣、侍從長、侍從武官長、皇后宮大夫の扈從にて豐明殿に出御あらせらる

此の日御宴席は豐明殿に設けらる、正中なる玉座に對して 皇后陛下御著席あらせられ、皇族殿下以下の諸員順次左右に著席、直に御開宴あらせ給ふ、御饗宴の間は式部職樂部員絶えず管絃樂を奏して御興を添へ奉る、斯くて御醺を終らせ給ひ、午後一時四十分 兩陛下には諸員敬禮の裡に

入御あらせらる、尋で一同退下す
午餐の獻立は左の如し

午餐獻立

- 一 蝦 濃 羹
- 一 魴 酒 煮
- 一 松 雞 酪 煎
- 一 羊 肉 炙 燒
- 一 蔬 菜
- 一 溫 菓
- 麵麩 乾酪 雜菓 果實 珈琲
- 飲料
- 一 白 葡 萄 酒
- 一 赤 葡 萄 酒

- 一三 鞭 酒
- 一 銘 酒
- 一 平 野 水

御饗宴中演奏の管絃樂曲目左の如し

曲 目

- 第一 序曲プロメシウス(ベートーヴェン作曲)
- 第二 「抒情的組曲」中の牧童(ビョーク作曲)
- 第三 小組曲中のメヌエット(ドビュッシー作曲)
- 第四 交響樂「新世界」第二樂章(ドブツグナル作曲)
- 第五 晩秋の黄昏(ハイドン作曲)
- 第六 アラビア舞踊曲(チャイコフスキー作曲)

又此の日日七午後各國大公使館員並に其の夫人を召して謁を賜ひ、且つ豊明殿に於て茶菓を賜ふ、獨國大使館參事官男爵フォン、シエーンを始めと

し百九名なり、男子は大禮服、正装、通常禮服、女子は中禮服を著け、何れも御車寄より參内、西溜の間に參集す、三時七分 天皇 皇后兩陛下には牡丹の間に御出あらせらる、此の時大公使館員一同は式部官の誘導にて牡丹の間に參進、順次拜謁す、拜謁の終るに隨ひ豐明殿に到り茶菓を賜はる、午後三時四十分諸員退出す

茶菓の色目左の如し

- 一 サンドウキツチ
- 一 カナツペ
- 一 ガトー
- 一 ポンチ
- 一 三鞭酒
- 一 オランジャー・ド・シヨ
- 一 ボンボン

- 一 紅茶
- 一 果物

以上

八日、十日及び十一日の三日に召されたる者は、其の數大正大禮の際の宮中饗宴に召されたる數に比すれば殆ど其の二倍に達したる趣にて、此等の諸員を三班に分ち、八日には雍仁親王殿下外皇族御七方、東郷大勳位以下千五百七十一名、十日には博恭王殿下外皇族御六方、王公族御三方、西園寺大勳位以下千五百九十八名、十一日には載仁親王殿下外皇族御九方、山本大勳位以下千五百八十五名を召させらる

斯くて十二月八日午前十時を過ぐる頃より、御召に與りたる男子は大禮服、正装、通常禮服、女子は中禮服又は袴袴を着し陸續參内、各所定の間に參進す、皇族各殿下は葡萄一、二の間、前官禮遇以上並に夫人は牡丹の間、樞密院議長以下勳一、二以上及び高等官一、二等以下勅任待遇以上は西溜の間、伯

子男爵有位華族は西一、二の間、貴衆兩院議員は東一、二の間、左廂、大禮使高等官、宮内奏任官同待遇は東三の間なり
 午後零時四分西溜の間に參集の諸員は、式部官の誘導にて順次正殿に參進玉座に向ひ整列し、其の他の諸員牡丹の間の參集者を除くは御廊下に列立して出御を待ち奉る、かくて 天皇 皇后兩陛下には式部長官御先導、宮内大臣、侍從長、侍從武官長、皇后宮女官長等扈從して正殿に出御あり、式部長官御前に進み正殿整列の諸員と共に一齊に拜謁す、終りて 兩陛下には再び御列を整へさせられ御廊下に渡御、列立の諸員の前を通御拜謁を賜ひて入御あらせらる、次に諸員一同は式部官の誘導に依りて、豊明殿を始め豊明殿東の間、千種の間、南溜の間、東溜の間の各饗宴場に參進す、零時四十分 天皇 皇后兩陛下には式部長官御先導、皇族殿下、宮内大臣、侍從長、侍從武官長、皇后宮大夫、皇后宮女官長等供奉し牡丹の間に出御、同間に參集の諸員に謁を賜ひ、且つ此等の諸員を隨へさせられて「君が代」の奏樂、諸員起立

の裡に豊明殿に出御あらせらる 兩陛下御座に御著座の後諸員著席す、兩陛下には御機嫌いとも麗しく諸員に御陪食を賜はり、庭上芝生にては「戴冠式」、「黄金の冠」等の洋樂を奏せられて御宴は洋洋たる君民和樂の裡にをはり、一時三十分「君が代」奏樂諸員敬禮の間に 兩陛下入御あらせ給ふ、次いで諸員感激して退下す
 第三日日十及び第四日日十一も亦諸員參集、拜謁の次第等凡そ第二日日八の如し、不肖菅曆辱なくも十日の御饗宴に召され午前十一時參内す、服裝大定禮服定め時刻に至り畏くも 天皇 皇后兩陛下正殿に出御、玉座に立たせ給ひ一同に拜謁を賜はりて一旦入御、尋いで再び豊明殿に出御あそばされ同殿に於て一同に御陪食の榮を賜ふ、御召の人員多數なりしたため千種の間、南溜の間等に著席したる者もあり畏れ多くも一同黒塗菊花色金御模様の椅子を賜はりて著席す、御饗宴の央ば記念のボンボニエール(菓子器)を賜はる

御 召 状

天皇皇后兩陛下ノ命ヲ奉シ來ル十日

官中ニ於テ催サルル饗宴ニ招待ス

昭和三年十二月一日

宮内大臣一木喜徳郎



官幣大社熱田神宮司野田菅倉殿

午前十一時四十五分至午後ノコト

實物は豎六寸二分横四寸五分、御紋章は金色なり

當日の御召は博恭王、同妃、恒憲王、鳩彦王、同妃、李王、同妃、李堀公の各殿下を始め、上原元帥上原勇作以下千三百十一名勳一等等以上百二十八名、高等以下千八百八十三名なりしと漏れ承る、而して午餐の獻立及び管絃樂の曲目左の如し

十日午餐の獻立(冷食)

一 鯛 冷 製

一 鶏 冷 製

一小 鴨 冷 製

一 燻 腿 冷 製

一 牛 肉 冷 製

一 交 蔬 菜

麵包 雜菓 果實 珈琲

飲料

一三 鞭 酒

一 赤 葡 萄 酒

一 銘 野 水

一 平 野 水

十日管絃樂曲目

第一 戴冠式行進曲(マイエルベ)

第二 序曲「歡喜」(フロト作曲)

第三 圓舞曲「風鈴草」(フエルドトイ)

第四 第二伊太利組曲中の船唄(フヤコツ)

以上



宮中御饗
宴の儀に
賜はりた
るボンポ
ニエール
御紋章は
金色なり

御下賜の記念品ボンポニエールの鉾型なりければ

安らけき君が御代にも群肝の

こころに鉾はもつべかりけり

三 東京市奉祝會

御即位の大禮を訖らせ給ひて還幸後、二百萬東京市民は 天皇 皇后兩陛下の行幸啓を仰ぎ奉祝會を催して至誠を捧げ奉らんとし、前年より準備に着手する所あり、乃ち十二月十三日車駕親しく東京市奉祝會に臨ませ給ふ、市民の感激措く處を知らず

會場は上野恩賜公園竹の臺の廣場を以て之れに充つ、其の建物は紫宸殿に象りて柿茸入母屋造とし正面に階段を設く、玉座を中心としたる左右兩翼には宮中席次第一階者の參列席を設く、建物前面の廣場一帯は一般參列員の立席とす

天皇 皇后兩陛下には此の日午前九時御通常禮裝、御通常服にて御出門あらせられ、沿道に雲集せる奉拜市民に御會釋を賜ひつつ午前九時四十七分奉祝會場に著御あらせらる、東京市長市來乙彦、同市會副議長入山祐

次郎等は御車寄前にて奉迎し、御先着の載仁親王、春仁王、同妃、稔彦王、李王、同妃の各殿下は御車寄御廊下にて御出迎あり
斯くて、兩陛下には雍仁親王、同妃、博恭王、同妃の各殿下を始め、宮内大臣、侍従長、侍従武官長、皇后宮大夫以下供奉の諸員を従へさせられて便殿に入御、やがて全員最敬禮の裡に出御あそばさる、此の時市來市長恭しく御前に進み市民を代表して奉祝の辭を奏上す、天皇陛下には市來市長の奉祝辭を受けさせられたる後、珍田侍従長の捧持せる勅語書を執らせ給ひ玉音朗かに勅語を賜ふ
市來市長再び階を上り御前に進み、珍田侍従長より勅語書を拜戴して自席に戻り、更に正殿に向ひて數歩前進、階下中央に位置して威儀を正し
天皇、皇后兩陛下の萬歳を三唱し奉る、參列諸員も亦之れに和せば龍顏一入麗はしくいと御満足に拜し奉るも畏し
午前十一時、君が代吹奏裡に諸員の奉送を受けさせられ還御あらせらる、

此の日參列したるは、内閣總理大臣より一般參列者を合して、五萬四千五百名の多きに達したりといふ

三 御大禮御用建造物等の下附

御大禮御用の悠紀、主基兩殿を始め、廻立殿等の建物の外、祭祀關係の諸調度品は或は埋納し或は焼却せられ、昭和四年七月五日を以て其の處分を終る、其の以外の建築物竝に附屬物は昭和四年一月勅令第一號に依り大禮使より宮内省に讓與せらる、宮内省に於ては其の一部を社會事業、教化事業、其の他一般公益の途に供用するを條件として、普く全國に涉り下附せられ、其の他宮内省に於て供用せらるるものを除くの外、神宮司廳、賀茂別雷神社、熱田神宮、名古屋市官祭招魂社竝に當該建造物所在の府縣市等に下附せられたり、而して熱田神宮に下附せられたるものを擧ぐれば左の如し

昭和四年七月三十一日

宮内大臣 一木喜徳郎印

官幣大社熱田神宮宮司野田菅麿殿

通牒

大禮ノ用ニ供サレタル名古屋離宮内建造物左記今般官幣大社熱田神宮へ下附候

記

名古屋離宮賢所御假殿 一五坪、七五

同 上掌典部員詰所 六四、七五

同 上湯 沸所 二ヶ所

同 上賢所腋門 六八間、三

同 上賢所板垣 二三、〇

同 上目隠板塀

以上

受領證

一、名古屋離宮賢所御假殿 一五坪、七五

一同 上掌典部員詰所 六四、七五

一同 上湯 沸所 二ヶ所

一同 上賢所腋門 六八間、三

一同 上賢所板垣 二三、〇

一同 上目隠板塀

右御下賜相成正ニ拜受仕候也

昭和四年九月五日

官幣大社熱田神宮宮司野田菅麿印

内匠頭男爵東久世秀雄殿

依りて賢所御假殿の掌典部員詰所は同神宮職員參集所東側に接續して改造建設し、板垣は熱田神宮攝社高倉結御子神社境域の板塀に建設し、其の他は一時倉庫に格納したり

四 聖恩宏大

謹みて以みるに昭和三年一月十七日 賢所 皇靈殿 神殿に即位禮、大嘗祭の期日御奉告あらせられ、また 神宮 神武天皇山陵竝に 前帝四代の山陵に勅使參向奉幣の儀を行はしめらる、而して十一月六日 賢所を奉じて東京宮城を御發輦、翌七日京都皇宮に御著輦あらせられたる以來皇宮に坐しますこと二旬、此の間に於て即位禮、大嘗祭、大饗の三大儀禮を舉行せさせ給ふ、其の儀訖つて 神宮 山陵に御親ら謁し給ひて御大禮御遂行の由を申べさせらる、御若き 聖天子玉體益御健やかに涉らせられ、還幸後更に十二月七日より四日間に互り宮中御饗宴をも催させ給

ひ、また大禮觀兵式、大禮特別觀艦式、在郷軍人會會員の御親閱、上野に於ける東京市の大禮奉祝會に行幸あらせられ、殊に御即位の當日には神社昇格、贈位、陞爵、授爵、敍位、敍勳、褒賞、賜杯、孝子、節婦、忠僕の表彰、養老、賑恤、恩赦、地方賜饌等洵に仁風雨露の如く遍く恩澤を垂れさせ給へり、國民たるものいかでか皇恩の厚きに感泣し、各その業に勵み分に安んじ職を樂み荒怠相戒めて、敬忠上に誓ひ無邊の皇恩に酬い奉らざるべき、殊に不肖菅膺山陰の僻邑に生れ淺學菲才の身を以て、幸に昭代に遭遇して御大禮の嚴儀に列し且つ大饗夜宴の御儀及び宮中饗宴の御儀等に召さる、乃ち斯くの如く宏大なる聖恩に浴したること洵に感激恐懼の至りに耐へざるなり、古人曰く維巍維蕩祖神、德而愛而仁列聖、心何幸我生皇國、土鞠躬偏欲致微忱、と謂へるは寔にこの時のことなり

餘

錄

卷一	一
卷二	二
卷三	三
卷四	四
卷五	五
卷六	六
卷七	七
卷八	八
卷九	九
卷十	十
卷十一	十一
卷十二	十二
卷十三	十三
卷十四	十四
卷十五	十五
卷十六	十六
卷十七	十七
卷十八	十八
卷十九	十九
卷二十	二十
卷二十一	二十一
卷二十二	二十二
卷二十三	二十三
卷二十四	二十四
卷二十五	二十五
卷二十六	二十六
卷二十七	二十七
卷二十八	二十八
卷二十九	二十九
卷三十	三十
卷三十一	三十一
卷三十二	三十二
卷三十三	三十三
卷三十四	三十四
卷三十五	三十五
卷三十六	三十六
卷三十七	三十七
卷三十八	三十八
卷三十九	三十九
卷四十	四十
卷四十一	四十一
卷四十二	四十二
卷四十三	四十三
卷四十四	四十四
卷四十五	四十五
卷四十六	四十六
卷四十七	四十七
卷四十八	四十八
卷四十九	四十九
卷五十	五十

餘録

不肖菅鷹幸に昭和の御代に遇ひ千古の御大禮に參列したる當時の光景を回想すれば、尙ほ記述すべき事多し、依つて其の重なるもの二十六事項を一括してこれを餘録とせり、乃ち第一節「明治天皇御即位式の地球儀」の如きは、前編第二節「明治天皇の御即位式を景仰し奉る」の節に於て記すべきもの、また第二節「澄宮殿下熱田神宮御參拜」第三節「御大禮奉祝歌」第四節「御大禮奉祝唱歌」第八節「英國皇帝の祝辭」等も本文中に收むべき筈なりしが、編輯の都合によりて茲に收めたり、なほ余御大禮の當時は熱田神宮宮司の職を奉じたりしが今は辭して郷里に在るを以て、兩所に於ける御大禮關係の事項をも併せて登載する事となせり

一 明治天皇御即位式の地球儀

今上陛下の御即位式に關し 明治天皇の御即位式を景仰し奉れる本文
 記事前編中 其の御式場に新規の御鋪設として地球儀を具へられたるは
 既に述べたる所なり而してそは御即位式取調掛より提出せる「奉幣案を
 設け候邊へ大地球の形を臺上に設置上下の見識を大にすることを表し
 申し度く候」といふ御伺書によつて決定せられたるものにて、即ち從來の
 鎖國攘夷と云ふが如き偏見を脱し今後大に見聞を廣くすといふ御趣意
 を表されたるものと拜察し奉るなり、此の地球儀たるや嘉永五年六月水
 戸藩主徳川齊昭公烈より 孝明天皇に献上したるものにして當時の上表
 文及びその前後の事情は水戸藩史料別記第二に載せて明かなり、今これ
 を摘記すれば即ち左の如し

嘉永五年六月公上表して地球儀を京師に獻す蓋し宇内の全局を洞觀し皇
 威を四表に發揚せんことを庶幾したるなり時に皇上親覽深く之を嘉
 賞し給ひたりとぞ他年皇運中興今上即位の大典を擧げらるるに方り

忝くも此地球儀を以て其禮式に採用せられたりといふ其上表文に

嘉永五年地球儀を京師に献上する時の上表

臣 齊昭 恐美 恐美 白須 高天原 爾事始賜 遠天皇祖 乃御世御世 爾天津日
 嗣乃高御座之大御業 止八尺瓊乃如久曲妙 爾天下乎知食白銅鏡乃如久
 分明爾山川海原 乎看行志遠岐國 千尋栲繩以豆懸依給比荒國波大
 御佩以天平給跡乃如久今現御神止天下知食 須我天皇乃大御代爾當
 利廣久周支大仁惠波吹風乃不至隔無岐如久降雨乃不沾際美無加如爾
 天益人掌打舉 奈樂安遍利然在爾臣傳閉承波留 弘化四年登云歲
 乃四月石清水八幡乃大御神爾大御幣奉賜 詔爾異心將有戎舶乎追
 退計攘給比除給 倍御祈有利且征夷大將軍 神州乃瑕瑾無岐指揮志

母問勢賜賜那閉止承給如是留可畏岐聖慮乎天神千五百萬地祇千五百萬安比宇豆奈比坐豆守幸賜賜米也謝其臣齊昭微弱登云淨支直支誠心以天大將軍爾從天大御國乃御楯止爲利仕奉故伏天思給久神世爾素蓋鳴尊波天壁立極美廻坐志大穴持少彦名二柱命波高天乃神王乃事依志賜隨爾兄弟止成天下乃國國乎經營賜利其事蹟往往古御典爾書傳利閉多然在留時波萬國毛固我神州乃枝國叙云可留計如會五十猛命波韓神止稱天韓招志水臣津野神母栲衾新羅乃三埼乃遠遠志高志乃三埼等乎國乃餘有止詔賜天國引賜比瑞籬宮爾御宇天皇乃御世波爾大物主神乃御教爾海外乃國服歸化止武詔賜比息長足姬尊波神乃御教爾依天三韓國波事向賜禮然萬國乃有狀波不知波得有自萬

幾計奈利茲爾自良古今乃諸說乎考合天大地乃圓國形乎新爾製造天那志是乎朝廷爾上豆誠欸乃志乎表志奉止須唯恐懼留所波臣田道間守爾在足伊麻太夷狄之地乎不蹈目伊麻太異域乃境乎不見其徵留止須所波古今乃測量乃道爾符乎取留而已會禮若慮久以辟米多過失有良嚴矛中取給布群卿等速久退計賜比平安久見直聞直賜止白須抑五十鈴乃宮爾鎮座須皇大御神波異國乃中子乃道乎忌賜比今代乃御政事波爾西夷乃異端邪法乎嚴爾禁米賜利臣我願毛此制度乎守比奉留赤心乎表奈須爾有留然止云母今天皇乃聖德赫赫明明大將軍乃指揮闕留所無久異端邪說乃徒何乃隙加伺支島乃崎崎磯乃崎崎神乎敬比君乎戴久公民充滿乎留見禮尊支哉樂支哉故今此國形乎上爾附天聊此事聞奉久止臣

齊昭 恐美 恐美 拜天 表須

嘉永五年六月

權中納言從三位臣源朝臣 齊昭
上表

茲に謹みて 明治天皇の御偉徳を仰ぎ奉り、以て昭和の御代の御榮をこ
とほぎ併せて徳川齊昭の誠欵を追憶するものなり

二 澄宮殿下熱田神宮御參拜

澄宮崇仁親王殿下 大正天皇 第四皇子 には曠古の大禮につき御式場及び京都市に
於ける光景をも御覽あそばさるべき思召にて、昭和三年十一月二十日京
都へ御旅行の途次、熱田神宮へ御參拜あらせらる、當時感激のあまりに

そらたかく澄み渡りたる朝日子の

光と共にさかえませ皇子

三 御大禮奉祝歌

御大禮を行はせらるるに當り、宮内省に於ては一般國民より奉祝の和歌
を募らんとし、歌題を「菊盛」と定め、昭和三年九月十九日の官報を以て汎く
詠進歌を募集せらる、之れが應募期限は十月二十五日なり、詠進歌は雍仁
親王妃殿下を始め皇族各殿下御詠進十五首、道府縣、朝鮮、臺灣、樺太、關東州、
海外を合し其の數實に一萬七千九百四十首の多數に上る、御歌所に在り
ては、新年勅題歌と其の取扱振を異にし特に選歌を爲さず、御歌所常勤寄
人及び參候の手にて奉祝の意の表はれたるものを採擇し、其の一部は十
一月十七日大饗第二日の儀當日京都御駐輦中なる 兩陛下に捧呈、其の
他は東京還幸後之れを捧呈せらる、右の中皇族方の御詠進歌は左の如し

ちよのあきかはらぬ菊の花の香も

雍仁親王妃勢津子

今年はことにまさりぬるかな

故依仁親王妃周子

菊の花さかりとなりて日の本の

國の外までかほりひろがる

博恭王妃經子

天つ日のかけさしそひて菊の花

さかりのいろは黄金しろかね

博義王妃朝子

まさかりにほふ御園のむら菊は

くにははてまで香りゆくらむ

故菊麿王妃常子

大御のりあけますにはにさく菊は

ちよもさかえむ色そみえける

邦彦王妃倪子

咲きそむる菊のちとせを大君に

ささけて御代のさかりいははむ

朝融王妃知子女王

老といふこともしらさる白菊に

おくつゆきよし九重のその

守正王妃伊都子

おのつからことほく色もあらはれて

御園の菊はいまさかりなり

多嘉王

九重の御園の朝日かをるまで

さかりにさける菊の花かな

多嘉王妃静子

君か代のちとせの秋の菊のはな

みやこもひなも今さかりなり

稔彦王妃聰子内親王

みしるしの菊の花こそさかりなれ

霜おきわたす冬の園にも

故成久王妃房子内親王

大君に千代をささくと御園生の

菊はさかりをいそぎけらしも

故恒久王妃昌子内親王

九重のみそのきくの花さかり

色香もことにまさる秋かな

春仁王妃直子

榮えゆく御代のすかたを見するかな

ちよをしめてもさきにほふ菊

李王妃方子女王

さきみてる花の上にもみゆるかな

みのりをいはふよろこひの色

四 御大禮奉祝唱歌

御大禮奉祝唱歌は文部省の募集にして四千三百五篇の應募數あり、乃ち同省に於ては之れに嚴選を加へ、作曲家の意見をも徴したる上入選歌四篇を得たり、その中もつとも優秀と認められたる大阪市大江尋常小學校訓導高田精一の作歌について、更に専門家に委囑して修正を施し、昭和三年六月二十九日左の如く決定發表せられたり

一三種の神器うけつぎて

天津日嗣の御位に

我が大君の即きたまふ

かしこき今日の大御典

祝へ祝へいざ祝へ

二悠紀主基の田の新稻を

神饌にささげて皇神に

在すが如く仕へます

御代の初の大御典

祝へ祝へいざ祝へ

三神の御代より傳れる

古き御國の新しく

日日に進みて榮えゆく

我が君が代の大御典

祝へ祝へいざ祝へ

五 御大禮奉祝行進歌

十一月十五日夜臺北市に於て催されたる提燈行列は、參列總員三萬二千六百餘名に達し左の行進歌を高唱せしが、日章の提燈は高低重疊して市

内は一時燈の海と化し、一大壯觀を呈せりとぞ

一秋闌に菊薫る、今日の佳き日に畏くも、我が日の御子は御大典、擧げさ

せたまふいざ祝へ

二我が大君は新しき、御代の初に尊くも、神酒神饌薦め皇神を、祀らせた

まふいざ祝へ

三我が日の本は神代より、皇御國の定まりて、日日に新たに進みつつ、彌

榮えゆくいざ祝へ 萬歳 萬歳 萬歳

六 紫宸殿の儀に於て賜はりたる勅語の謹詠

御即位禮の當日紫宸殿の御儀に於て 天皇陛下高御座に登らせ給ひ玉音麗しく宣らせ給ひし勅語巻頭には、本朝の鴻基を紹述し中外に宣誥し給へる至高の經典にして、國民たるもの日夕拜誦して叡慮に副ひ奉らんことを期すべきものなり、微臣菅麿はからずも盛儀に列し、恭しく聖容を

拜し玉音を腦裡に銘するの恩寵を辱うす、感激何ものか之れに若かん、仍て勅語の毎句につき感懷をものし「玉のみこゑ」と題して昭和四年十一月之れを一千冊劄刷に付し、愛知縣下大中小學校、圖書館、神職四百餘名及び全國知己の人々へ寄贈せり、其の書に收めたる和歌の中を左に抄録掲載す

尊さの極みなりけり雲居より

さやかに宣らす玉の御聲は

國國に道はあれども神ろぎの

皇祖皇宗の道ぞ正みち

神代より今に傳はり變らぬは

あまつ日嗣の高御座なり

國を家たみをわが子とみそなはず

おほみ心ぞ畏かりける

大御代の風に靡きて民草は

ひとつ心に仕へざらめや

もろともに誠つくして仕へつつ

大詔にこたへまつらむ

萬歳の聲こそみてれ天地の

そぎへ底ひもごよむばかりに

玉敷の御庭の鶴も殊更に

御代を八千代とうたふ今日かな

七 御大禮奉祝の氣英國議會に漲る

英國皇帝ジョージ陛下は、十一月六日上院に於ける開院式勅語中特に日本、天皇陛下の御代の彌榮えに榮え給はん事を御祝福遊ばさる、而してジョージ陛下にはこの日本、天皇陛下に對する祝福の御言葉を朗讀

せらるるや、此の時貴賓席にありし佐分利駐英日本代理大使佐分利 貞男に對し「目禮」を賜はり、佐分利代理大使は恭しく頭を下げて御答禮申上ぐる所ありしが、其の光景は實に印象深きものなりしと云ふ、次で上院に於て勅語奉答文の討議に入るや、チャプリン子爵は日本 天皇陛下の御即位の大典に言及して其の尊き意義を述べ、且つ 陛下の御代の榮と日本國家の隆盛を祈り奉るものなりと述べ、又ソールズベリー卿は英國政府並に英國國民一般が日本 天皇陛下御即位の大典を擧げさせらるるこの意義深き時に當り、日本に對して英國國民の友情を披瀝し得るは誠に喜ばしき極みなりと述べたり、更に下院に於ては右開院式勅語に對し保守黨議員エドモンドソンの動議により、右奉答文中に「英國國民は英國皇帝陛下と共に衷心日本 天皇陛下の御代の隆盛ならむ事を祝福するものなり」との意を明示せりと云ふ、以て英國議會の我が國に寄せたる好意を知るべし

ロンドン十日發電信、昭和三年十一月十二日松陽新報所載

ハ 御大禮につき英國皇帝の祝辭

イギリス皇帝陛下に於かせられては十一月十日特に式部官サー、バンバリー、ウイアムス氏を日本大使館に差遣はされ 天皇陛下の即位式に對し鄭重なる御祝辭を傳へしめられたりと云ふ、ロンドン市長も亦祝辭を呈し、殊に陸相ウオシントン、エバンス氏は 天皇陛下に、イギリス陸軍を代表して祝辭を申し述べて「我等は 陛下が一千九百二十一年我が軍隊を檢閲せられ、イギリス軍隊の名譽將帥にあらせらるる事を永く光榮とし忘れざるものなり」といへりと云ふロンドン十日發電信、昭和三年十一月十二日松陽新報所載

九 御大禮に參列したる獨逸大使の感激

十一月十日の御大禮に締盟各國より參列の大使、使節首席として參列したるドイツ大使ウキルヘルム、ゾール博士の感激談の要領左の如し

予は此の御大典に陪する光榮を得た事を非常に欣快とするものである、予は十日紫宸殿の儀に列して非常に感激したので茲に謹みて所感を述べれば 賢所大前の御儀並に紫宸殿の盛儀に列して日本の偉大にして永遠なる生命は此處にあり、日本の數千年に亙る古き傳統が今日依然として生氣潑瀾たる生命を有する事を感知した、田中内閣總理大臣が萬歳を三唱するに及ぶや、予は從來西洋諸國にある大歡呼も大喝采もその力とその熱とに於て到底此の萬歳に及ばざる事を知つた、予はドイツ大使として日本に在住せる既に八年の星霜を経た、その間各階級の日本人と接觸し、又日本の文化についても研究するところがあつた、それ故今回の御大禮が日本國民にどれだけ意義深きものであるかを理解する、而して御儀式の壯嚴華麗にして御式服、威儀の物、御裝飾等色彩の調和宜しきを得たるは、これ又予に忘れがたき印象を與へた、その他簡素なる御殿の美しき古典的音樂につれて執り行はせられ

た古き御儀式等、斯くの如き古文化を有する神秘的國民によつて始めて實現し得るところであると考へる、今回の御盛儀は予の生涯におけるもつとも深き印象の一つである、又他の外交團諸員も予と感をおな
昭和三十二年十一月十二日
松陽新報所載 京都電話
 じくしたものと信ずる
 この談話により御大禮の外人に與へたる感激の如何に甚大なりしかを察知するに足るべし

二 御大禮記念熱田神宮大鳥居の奉建

御大禮に際し、記念のため熱田神宮東門の大鳥居奉建の計畫あり、豫て市内武藤鉦八郎發起の下に廣く有志者の寄附金を募集せしが、各方面多大の協賛を得て壹萬有餘圓の金額に達したり、依て其の奉建に着手し用材を臺灣阿里山に求む、用材は日本郵船會社の元中丸岩手丸の二艘によりて運ばれ、九月一日名古屋港に到着したるを以て、満潮を利用して熱田に

陸揚し、名古屋材總會社社長鈴木 總兵衛の特志に依りて人夫四百人賑々しく音頭をとり、神戸町天満町を経て市電の電車通を北上し、神宮東門に曳行して目出度く奉納を了せり、爾來着々工事を進め昭和三年十一月一日竣工す、乃ち同日拙職司祭の下に盛大なる奉納式を舉行す、これに依て同神域に一段の偉觀を呈したり

二 御大禮記念氷上姉子神社鳥居建設

賢所御假殿名古屋 離宮内及び附屬建物下附後編四三 節参照の後に於て更に大營宮の神門一基を交附せらる、此は熱田神宮攝社氷上姉子神社の廳舎の南方に建設して、御大禮好個の記念とし境内の壯嚴を加ふることを得たり

悠紀ゆき主基すゑの殿どのの神門かまどを尾張おわりのや

氷上ひがみのみやにあふぐかしこさ

三 御大禮參列其他關係諸員宿舍名簿の寄贈

京都府廳より御大禮參列其他關係者宿舍名簿の寄贈あり、その凡例に

- 一、本簿ハ主トシテ大禮參列員其他大禮使職員ノ宿舍並ニ大饗夜宴ノ儀ニ召サルル京都市在勤勅任官同待遇京都市在住有爵者京都市所
在各官衙學校ノ長タル奏任官同待遇京都市助役及局長ノ官公職氏
名ヲ録ス

- 一、本簿ニ録セル氏名ハ五十音別トシ其順位ハ不同トス而シテ特別ノ
讀ミ方ヲ要スル氏名ハ普通ノ讀ミ方ニ依ル

とあり、先づ第一頁に皇族、王公族殿下の御旅館を掲載し、其他一般は凡例に示すが如く總て五十音別として列記しあり、これに依つて便利を得たることの多大なりしを感謝するものなり

三 鐵道省運輸局長の寄贈

鐵道省運輸局長寛正 太郎より御大禮參列専用列車時刻表、御大禮參列者御案内書二通、御大禮參列者の荷物運送荷札等の寄贈ありて丁寧親切を極め、殊に荷札の如き中央に向孔雀を現はし周圍に雲形を配して意匠をこらすなど周到を盡せり、之れに依つて便利を得たること尠からざりき、寄贈の荷札を示せば左の如し

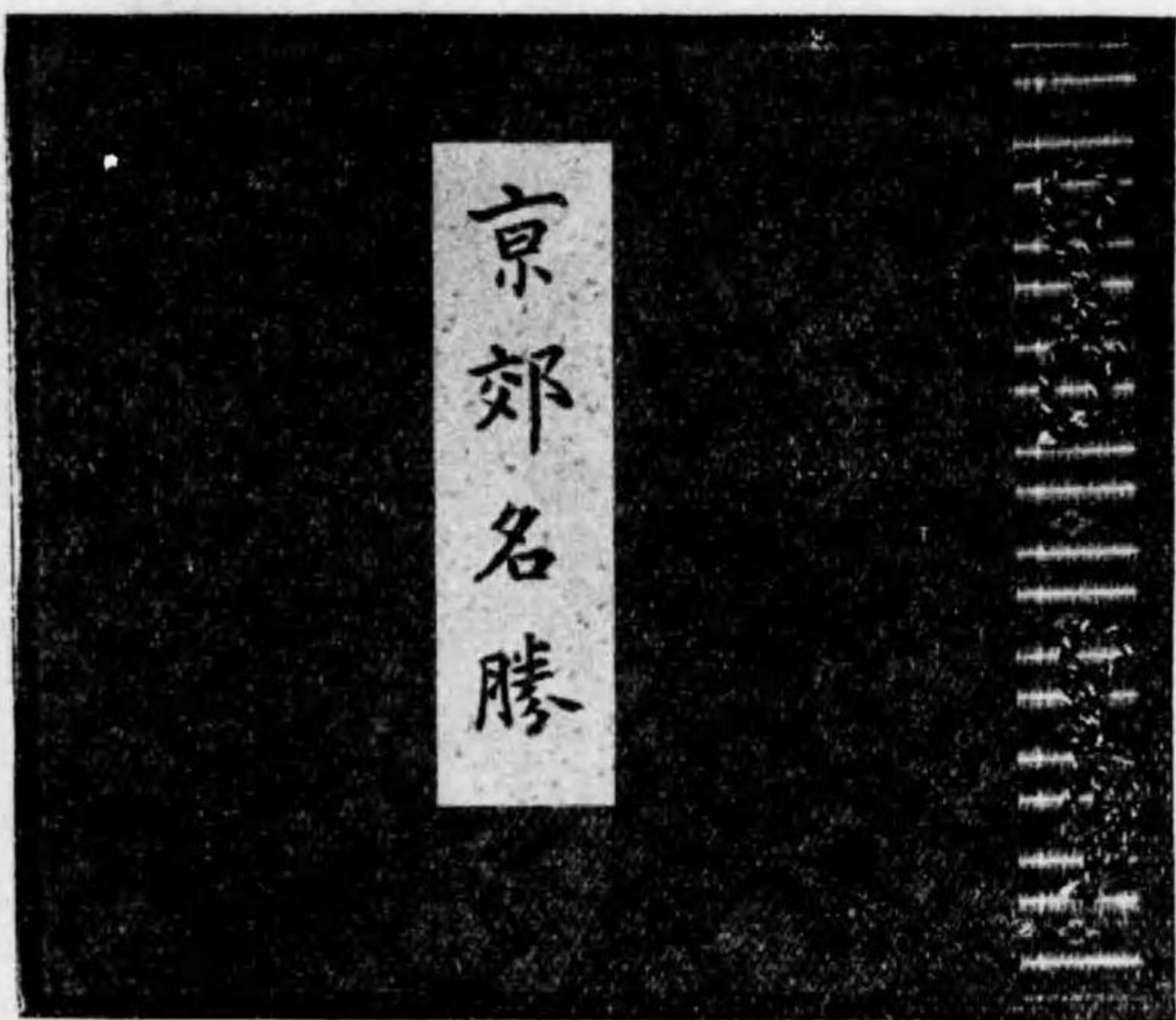


向孔雀は黄色にして周圍は薄紫に雲形を配す、實物は豎四寸五分横二寸五分

四 京郊名勝御大禮みやげ等の寄贈

御大禮記念として大海原京都府知事より「京郊名勝」一部を寄贈せらる、其の装幀美麗を極め、題字の山河襟帶の四文字は閑院宮載仁親王殿下の御筆にして大海原知事の序文あり、典雅莊麗なる高御座の圖を始とし、順次京都皇宮、仙洞御所、大宮御所、二條離宮、修學院離宮、桂離宮、各官國幣社、京都府下名勝史蹟の鮮かなる寫眞九十二枚を收めたり、其の序に曰く「本年本月昭和 聖皇登祚の大典をこの地に擧げさせ給ふ、本府の光榮更に新にして意義益深きものあるを覺ゆ、折しも重義この名區を撫して曠古の大典に遇ひ奉る、何ぞ府民と共に奉祝の至誠を致さざらむ、今管内由緒ある名勝史蹟の寫眞を輯め、特に卷頭を飾るに謹寫せる鳳闕禁苑皇陵の圖を以てし、恭しく 乙夜の覽に供し奉り、兼て大典參列内外貴賓並關係諸員に贈りてこの盛儀を記念せむと欲す云々」とあり、以て其の内容の全般を

知るべし、茲に府の厚意を謝すると共に好記念として永世に傳へんとす



實物は豎一尺一寸横一尺二寸四分

名刺豎九寸六分横三寸一分

尙ほ此の外にも京都府大禮事務所記念出版物係にて編纂せられたる「京

謹呈 京都府知事 大海原重義
野田管磨閣下

郊名所」一部、また「御大禮みやげ」と表紙に記せる包紙に高御座、京都皇宮、紫宸殿、大宮御所等の繪葉書數種を收めたるを京都府より寄贈せられたり



實物は豎五寸五分横三寸三分

五 御大禮奉祝能

曠古の御大禮を奉祝する爲め十一月二十日能樂を催され、奉祝會長より觀覽の招待を受く、其の場所は京都市公會堂及び西本願寺能樂堂の二ヶ所にして、當日の番組は左の如し

橋辨慶

羽衣

雲井舞

石橋

大獅子

(市公會堂の方)

翁 高砂 羽衣 石橋 (西本願寺の方)

和合舞 連獅子

而して市公會堂に於ける橋辨慶、羽衣、石橋は孰れも梅若一派の出演にして西本願寺に於ける翁高砂は觀世流、羽衣は喜多流、石橋は金剛流の出演なり、觀覽席にては謠本及び謠曲略註等を配布し、能役者は何れも一流の人人にて各、その妙技を極め、觀覽者みな賞觀せざるはなかりき、案内狀は左の如し



實物 豎五寸五分 横三寸八分

其の他平安神宮時代祭行列拜觀、御大禮記念京都大博覽會隨時觀覽等の招待あり、何れも優待券、招待券、喫茶券等の添附ありて優遇至らざるなし

六 大日本武徳會の臨時演武會

御大禮奉祝記念として大日本武徳會に於ては十一月十二日十三日の兩日間臨時演武會を催され觀覽の招待を受けたり、其の案内狀にそへて「大日本武徳會紀要」なるものあり、其の記する所によれば、本會の趣旨目的は武道を奨勵し武徳を涵養し國民の士氣を振作すと云ふにあり、畏れ多くも皇室の殊遇を辱うし、總裁には大勳位邦彦王殿下を奉戴せり、該紀要によれば當時の會員は名譽會員二人、有功會員千五百五十人、特別會員十七万三千三百九十五人、正會員百九十八万六千四百四十八人、外に贊助會員之れを廢止せるも廢止前の資格を有する者七万九千七百三十八人あり、而して範士教士等凡そ全國知名の武道家にして此の會同に漏るる者は稀なりしと云へり

七 恩賜御菓子頒與

大饗夜宴の儀に於て賜りたる銀製黒木燈籠型後編二〇ボンボニエール御菓器の中には紅白のボンボン粟粒よりは稍大なる御菓子數百粒を收めあり、この御菓子こそ千載曠古の賜物なれば廣く慶びを頒たんものと、名古屋市熱田市場町に住みて菓子製造を營める石黒義次家號つくばれやに命じ、菓子の原料に恩賜の御菓子を混じて更に紅白の菓子雁落二百箇を謹製せしめ、杉柁目の箱に紅白二箇づつを納れ、近親好友一百名に左の一書を添へて贈與したり、蓋し慶びを共にし、廣く 聖恩に浴せしめんとする微意に外ならざるなり

御即位禮竝に大嘗祭後、京都御苑内饗宴場に於て催させられし大饗夜宴の御儀は、かしこくも 天皇 皇后兩陛下出御ましまし、萬歳樂大平樂の二曲をみそなはし給ひ、參列員一同にも陪觀の光榮に浴せしめらる、辱くも其のをり拜戴せし黒木燈籠型ボンボニエール御菓子器に入れて賜はれる御菓子を混じ、石黒義次をして更に此の菓子を謹製せしめ、以てよろこびを頒つ

昭和三年十二月

熱田神宮宮司野田菅麿

賜物をひろく頒ちて諸共に

天皇のめぐみの露に霑ふ

六 神詣廻遊乗車券の寄贈

御大禮に際し敬神思想の普及を計らんが爲め、鐵道省にては昭和三年御神詣廻遊乗車券なるものを發行せり、誠に時機相應の計畫と云ふべきなり、茲に名古屋市熱田驛長は見本記念として是れに左の一書を添へて寄贈せられたり

昭和四年二月十八日

熱田 驛 長

熱田神宮宮司野田菅麿様

謹啓

御大禮記念神詣廻遊乗車券賣残りノ分貳枚見本記念トシテ御贈呈仕候間御受納被下候ハ、幸甚ニ存候

追テ本券發賣中參拜記念印押捺ニ付御配意相煩シ有難ク乍延引御禮申述候



極彩色を以て意匠を凝らせり、實物は豎四寸六分横三寸

元 愛知縣警察部長の記念杯寄贈

御大禮御舉行につき 天皇陛下京都に行幸並に京都より御還幸の御途次名古屋離宮御駐輦に際し、愛知縣警察部長木下義介は御警衛部隊一同が御警衛の大任を無事に果し奉らんことを熱田神宮に祈願し前編一一一 節參照一意専心御警衛に努めたりしが 陛下御滞りなく御大禮の諸儀を終らせ給ひて東京に御還幸あらせらるるや、同警察部長はその任に當りたる警察官一同を率ゐて報賽の參拜をなし、且つ大任を果したる歡を記念せんがために、警衛の任に當りたる者一同に對して昭和十三年大禮記念と刻みたる祝杯内金色 外銀色二個づつを頒ちたり、而して其の際余は同神宮宮司奉職中なりしが爲めこの寄贈に與かれり

三 熱田神宮・愛知縣神職會の活動

御大禮前熱田神宮に於ては「御即位式及大嘗祭に就きて」と題して、右二大儀の概要を摘録したる一葉ずりのもの一萬枚を印刷に附して縣下民衆に配布し、普く御大禮の意義の徹底を期したり、また御大禮の當時余が會長たりし財團法人愛知縣神職會にては、從來愛知國學院を經營し、毎年生徒百五十名を收容し來りしが、更に專攻科を新設して益、本院の特色を發揮せんことを期し、從て工費金壹萬五千三百圓を以て四教室を増築し、生徒收容上支障なからしめたり、創立以來の卒業者は何れも地方神職又は小學校教員に就職し、斯道の爲め相當に貢獻をなしつつあり、御大禮に際しては神職會は一段の活氣を呈し、御大禮に關する講演會を縣下に於て開催すること實に二十一回に及び、また御即位式及び大嘗祭の概要印刷物數萬部を作成し、縣下各神社氏子總代其の他に配布したり

三 御大禮奉祝全國神職大會

御大禮を擧げさせらるるにつき、官國幣社及び十一萬餘の府縣鄉村社に奉仕する神職を以て組織したる全國神職會は、御大禮奉祝のため昭和三年十二月五日を卜して京都市に於て大會を開催し、皇室の御繁榮國運の隆昌を禱り奉り更に國民思想の淨化に努力を期せんとし、左の通牒を發したり

昭和三年十月

全國神職會

京都府神職會

熱田神宮宮司

愛知縣神職會長野田菅麿殿

今秋京都ニ於テ大典御舉行アラセラレ候ニ付テハ全國同職相會シ奉祝ノ誠意ヲ捧クルト共ニ益皇室ノ御繁榮國運ノ隆昌ヲ禱リ奉リ更ニ國民思想ノ淨化ニ一段ノ努力ヲ期シ度左記ノ方法ニヨリ全國神職大

會ヲ開催可致ニ付貴部内各會員御出席方可然御取計相成度此段得貴
意候

記

一、日時 十二月五日午前十時

一、會場 官幣大社平安神宮境内

一、名稱 全國神職大會

一、大會豫定事項

第一日(五日)午前十時平安神宮ニ於テ皇室御繁榮國運隆昌祈願祭執
行

開式

イ、皇族臺臨請願ノコト

ロ、總理大臣ノ祝詞ヲ請フコト

ハ、内務大臣ノ臨場訓示ヲ請フコト

二、議事

ホ、舞樂演奏、萬歲樂、大平樂

閉式

第二日(六日)御大禮御式場跡拜觀

解散

追記

一、來會者員數ハ十一月五日限京都府神職會へ到着スル様貴會ニ於
テ取纏メ住所氏名詳記ノ上申込マレタシ

一、個人ヨリノ申込ハ謝絶ス必ズ所屬團體ヨリセラレタシ

一、旅館ハ前後幾百萬ノ入浴者アルヲ以テ遺憾ナガラ到底本會ニ於
テ周旋致シ難シ

一、大會事務ハ京都府神職會ニ於テ擔當スベキヲ以テ之レニ關スル
照會ハ一切同會へセラレタシ

以上

かくて當日は大凡豫定の通り極めて盛大裡に執行したり、余は社務の都合にて參會し得ざりしも、熱田神宮よりは矢野權宮司出席し、尙ほ縣内神職多數の出席を見たりと云ふ

三 余が居村に於ける養老賜杯の拜受者

御大禮に際し辱くも養老の恩典を垂れさせ給ひて、年齢八十歳以上の者には木杯並に酒肴料を御下賜あらせらる 聖恩遍く雨露の草木に布くが如く洵に感激に堪へざる所なり、當時その恩典を蒙りたる長壽者の總員數は全國に互り實に四十五萬九千五百九十七人に上れり、前編三一而し節參照て余が居村たる島根縣那賀郡今市村に於て此の恩典に浴せし高齢者は左記の如くにして正に二十五名の多數に及ぶ

大今市 (八名)

益本 惣吉	九十四歳	田中 政次	八十六歳
稻田 リエ	八十六歳	寺本 カウ	八十五歳
勝田 タネ	八十二歳	大屋 磯次	八十二歳
山田 サマ	八十一歳	佐々本 安治	八十一歳
大坂本 (八名)			
稻田 リエ	八十九歳	高橋 彦十	八十八歳
猪狩 音治	八十五歳	登田 玉治	八十四歳
藪本 タケ	八十三歳	池田 サト	八十三歳
藪本 鶴太	八十一歳	大屋 ツナ	八十歳
大丸原 (九名)			
大屋 常太	八十八歳	岩地 太左衛門	八十七歳
林 ハル	八十三歳	岩地 清六	八十二歳
佐々本 イマ	八十一歳	岩地 ツネ	八十一歳

今田 キタ

八十一歳

藤田 サミ

八十一歳

今田友右衛門

八十歳

斯くて昭和三年十一月十日午前九時、今市村々長高子金部は聖旨を奉じ、今市村尋常高等小學校に於て嚴かに傳達式を舉行せり、拜受者何れも聖恩の厚きに感泣せざるはなかりき

しづがやの庭の草葉の末までも

きみのめぐみの露そおきそふ

扱て右養老恩賜者の中に於て特に記すべきことあり、そは大屋常太八歳十なるものに關する善行なり、彼は賜杯及び御酒肴料を拜受するや、皇恩のありがたさに感喜し、歸宅に先立ち先づその地主の宅に到りて曰く「私事長壽を保ちまして此の度の御大典に遭ひ奉り、思ひもかけぬ御褒美を

戴き、誠に恐れ入りたる次第にて何の幸かこれに及びましよう、これ全く御主家の御恩澤に依る事と存じます、就きましては此の御杯を以て第一番に御主人様御神酒を御戴きくださいませ、其の後に私が頂戴いたします」と云ひければ、地主は當人の奇特に感じて御杯に御神酒を盛り、先づうぶ産土すなのおほ大神天満宮にとて御神棚に供へて諸共に禮拜したり、而して先づ地主勝中次に小作當人大屋常太の順序にて、賜はりたる御杯を以て御神酒を戴き祝福したり、其のとき地主曰く「六代以前より續きて能くも神妙に勤め呉れたり、思へば偏に天子様の御蔭また一には産土うぶすなのおほ大神の御守護の然らしむる所にして、眞にありがたき極みなり」とて、互に喜びの涙にくれて語り合へり、斯くて常太は地主の宅を辭して自宅に立ち歸り、無邊の聖恩を奉謝すると共に之れを家人に披露し、共に天皇陛下の御思召のありがたさに感泣したりと云ふ、思ふに現下の世相に於て、かくの如く一農夫にして地主の恩誼を重んずる生ける尊き精神に至りては普く人の模範

たるべく、又善行篤志の者として後代に傳ふべきものならん、此の地主にしてこの小作ありと云ふべし

三 御大禮奉祝名古屋博覽會

名古屋市は御大禮を慶賀すると共に産業の振興を計り、以て 聖旨の萬一に報い奉らんとし、名古屋市に於て御大典奉祝博覽會を開催せり、總裁には賀陽宮恒憲王殿下を仰ぎ奉る、今其の概要を摘録すれば、總豫算百四萬七千五百圓、會期は九月十五日盛大なる開會式舉行以後、十一月三十日閉會式舉行まで七十七日間、鶴舞公園内約四萬三千坪を會場とし昭和三年六月十一日地鎮祭を執行す、其の式次第左の如し

當日午前十時一同著席

次 修祓 一同起立

次 降神 此間管 搔警蹕 一同起立

次 獻饌 此間 奏樂

次 齋主祝詞奏上 野田 宮司 一同起立

次 敷地ヲ清ム

次 穿初式 大岩 市長

次 齋主玉串奉奠 副齋主 服部 致一 以下 神職 十一名 列拜

次 市長玉串奉奠

次 係員玉串奉奠

次 來賓玉串奉奠

次 撤饌 此間 奏樂

次 昇神 此間管 搔警蹕 一同起立

次 一同退出

斯くて出品は南洋廳を初め東京、大阪以下三十七府縣、朝鮮、臺灣、北海道、關東廳は特設館を設け、縣下九十七の産業諸團體は舉て參加出品す、陳列館

の坪數總計一萬三千餘坪、外觀の規模廣大にして各種様式の建築輪換の美を盡し内容亦頗る完備す、會期中の入場者總計二百餘萬人に及び頗る殷盛を極めたり、會期の間に於いて貳百六十餘名の専門家に依囑し、三週間の日子を費して精細なる審査を遂げ、十一月十九日褒賞授與式を擧げて入賞者五千餘名を表彰す、かくて十一月三十日所期の目的を達して目出度く閉會式を舉行せり、菅磨また其の顧問の末席に列りたり

名古屋博覽會唄

一 咲くや菊花の芳しく

さてもめでたき御大典

都も鄙も押なべて

君を壽ぐ民の聲

サアサ行きましよ名古屋博

千代の鶴舞公園地

一 尾張名所のある中に

金の鯨鉾旭に光る

世にも名高き名古屋城

サアサ行きましよ名古屋博

祝ふ記念の博覽會

一 めでためでたの御大典

土産話の種となる

見れば見るもの珍らしく

サアサ行きましよ名古屋博

一 君が御大典をことほぎて

名さへ目出度き鶴舞の

園を選びて菊月に

花と開くや名古屋博

一 それ國産は國の華

文化の粹を一堂に

集めて秋のみぢ葉と

錦競ふや名古屋博

一 折しもよしや空晴れて

昭和の御代の御榮の

千代を壽ぐ鶴舞に

いざ見に行かむ名古屋博

一 空は晴れたし氣も澄みわたる

行かざなるまい名古屋博

一 色のさくらも香の菊も

そろて咲いたよ名古屋博

一 所鶴舞ひ幾千代かけて

大典奉祝名古屋博

二 雛鶴の献上

御大禮奉祝の爲め工藝美術の粹を蒐め、或は御代の壽を象徴すべき各地の特産物續續として九重の雲居に捧げられたる中に、愛知縣一宮市大字一宮木村岩吉は自己の飼育に係りて千歳の壽に因む芽出度き瑞祥の丹頂の雛鶴二羽の献上方を願ひ出でたるが、普通生物は御嘉納なき御内規なりしを、特に有難き御思召を以て御裁可あらせらる、この光榮に浴したる同人は只管 天恩の厚きに感泣し、齋戒沐浴、十月三十一日午後一時花岡町迎陽館支店邸内神前に於て、眞清田神社の神職を聘して莊嚴なる祈禱を修し、育舎に於て雛鶴を祓清めたる上謹製せる籠に納め、同夜家族一同打揃ひ献上の途に上る、翌十一月一日午前十時三十分件の雛鶴一番を金網に納め、清衣に身を正して家族一同之れに従ひ宮内省に出頭、木下侍従を通じて献上の手續を執れり、因に同家を迎陽館と云へるは過ぐる大

正二年三月、閑院宮殿下御宿泊の光榮に浴したる記念として命名せるもの、又當主は地方公共事業等の爲め資財を投ぜること枚擧に遑あらざる篤志家なり

三 御大禮記念踊奉祝行列

松竹合名社にては御大禮奉祝のため記念踊奉祝行列を催し、御大禮の御用にて滞洛者の旅情を慰めんと、の誠意より各方面に觀覽の案内狀を贈呈せり、余も亦その招待を受け左記の如き案内狀に接したり

謹啓益々御清祥奉慶賀候陳者今般光輝アル御大禮ノ爲御滞京中ノ御繁忙ヲ犒ヒ御旅情ヲ御慰メ申上度茲ニ京都松竹座ニテ御大典記念踊「奉祝行列」ヲ御高覽ニ供シ度候條萬障御繰合ノ上御光臨仰度右御案内申上候 敬具

松竹合名社

昭和三年十一月

白井松次郎
大谷竹次郎

野田菅鷹様

右案内狀に左記の如き注意書を添付したり

御招待に就て

- 一、御來場の節は御招待狀を入口受付へ御示し被下度候
- 一、御座席満員の節は乍勝手休憩室にて暫御待合被下度願上候
- 一、御招待は左記の期間内に隨意御高覽被下度候

十一月十五日より十一月二十一日まで

昭和三年十一月

京都新京極

松竹座

然るに余は用務多忙の爲め遂に觀覽し得ざりしを遺憾とせり

三 悠紀齋田用糺摺白の獻上

愛知縣名古屋市中區牧野町糺摺白製造業藤井惣五郎は御大禮に際して昭和三年二月三十日、悠紀地方長官滋賀縣知事堀田宛に悠紀齋田用糺摺白一臺獻納方願出でしが、同月十五日付を以て採納聽許の指令に接し、且つ八月十五日迄に納入すべしとの命を受けたり、同人は糺摺白製造には特殊の技能を有し其の命を受くるや直ちに準備に着手し、六月三日午前十時莊嚴なる清祓式を行ひ、齋戒沐浴熟練の職工六人を選抜し、材料を精選し、竹・檜・杉は美濃國武儀郡關町産を土は名古屋市中區牧野町字椿ヶ森神明社附近、同人所有地の清淨のものを採りて起工せり、爾來拮据七十日、八月十二日之を完成し、同日午前十時同家に於て盛なる白祓式竣工式を舉行せり、當日多數參列盛儀を極め余もまた參列することを得たり、製造の白は直ちに本人携帶滋賀縣廳に出頭、上納の手續を執れり、尙ほ同家は

治承元年藤井成重の創業する所にして子孫連綿として斯業に携はれる篤志の家なりといふ

なほ此の外御大禮奉祝については、昭和三年十一月十一日が恰も歐洲大戦の休戦日に該當するを以て、大阪中央放送局より御大典奉祝に併せて世界平和に對する余の所感をばラジオを通じて江湖に發表せんことを所謂平和の神使たる傳書鳩に托して求めたるあり、又余が郷里島根縣に於て種々奉祝の催をなしたる中に、松江市なる松操高等女學校に於ては御大禮奉祝展覽會を開き、黄櫨染御袍以下御大禮裝束の雛形及び大正の御大禮に奉仕したる内掌典の服裝、同大嘗祭に着用せる威儀役の服裝等を陳列して頗る稱讚を博したるあり、此等記すべきこと多かれども悉くは載せず

本書の編述を終へて

かつがつもかき集めたる一卷の
ふみを御大禮の記念とせむ

昭和御大禮參列記念録 終

後記

一本書は、余が御大禮に参列の光榮に浴したることを記念せんがため編纂せるものなること、序文に記せるが如き趣旨なるを以て、御大禮終了後直に著作出版すべきものなりしも、當時余は熱田神宮宮司の職を奉じ、公務の餘暇を以て同神宮に關する小著劔光餘影の執筆中にして、これを完成せんには参考資料の蒐集上同神宮御鎮座の地に居住するを至便とせり、然るに余は昭和五年十一月を以て同神宮の奉仕を辭したるがため、劔光餘影を先にし、本書を後にする事となしたるに依り一時その執筆を中止したり、これ此の書出版の遅引せる所以なり

一熱田神宮概要とも見るべき前記劔光餘影は總て三百三十六頁、これを上下二冊に分ち、既に昭和七年五月一日を以て其の出版を了へ、余の多年の念願を達成することを得たり、依りて郷土に歸り再び筆を

執り、一時中止せし本書の編纂を續行し、昭和十年十二月を以て漸く脱稿したり

一 輓近世相の推移と人心の趨向とを察するに、外來の思想に偏して我が固有の精神を省みず内外本末顛倒の嫌ひ尠なりとせず、乃ち特に本編第一節に皇位の無窮と國體の尊嚴なる所以を述べ、人皆共に我が國本來の精神に甦生せんことを冀へり

一 明治天皇御即位の大禮は舊來の陋習を一掃して惟神の大道に基く新式を以て御舉行遊ばされたり、即ち明治四十二年二月十一日千古不磨の聖典登極令御發布の基礎を開かせ給へるものと拜察す、是れ本編第二節に於て特に 明治天皇の御即位式を記述せし所以にして一に 天皇の崇高なる御乾徳を萬世に景仰し奉らんが爲めなり 一 本書の記述に就きては、歴史古典に徵證し且つ當時御大禮に關する諸書をも参考せり、殊に昭和大禮要録及び昭和大禮愛知縣記念録等

に據りて記述せる所多し

一 本書の記事中官職名の下氏名の割書は概ね最初の一箇所にとゞめ以下は省畧に従へり、なほ其の氏名の下には敬稱を附すべきものなるが、記事の體裁を統一せむが爲めすべて之れを省きたり、乞ふ諒せられんことを

一 本書の編述に就きては八束掌典の援助を受けたること多大なり、なほ田邊圖書寮編修官菅野掌典並に在間神宮禰宜を煩はしたる點も亦尠からず併せ記して感謝の意を表す

昭和十年十二月

野 田 菅 磨

昭和十一年四月二十一日印刷

昭和十一年四月二十六日發行

島根縣那賀郡今市村大字丸原千貳百四拾九番地

著者兼發行者

野田 營 磨



島根縣松江市雜賀町八番地

印刷者 三島 藏 市

島根縣松江市殿町三百八十三番地

印刷所 松陽新報社

終

